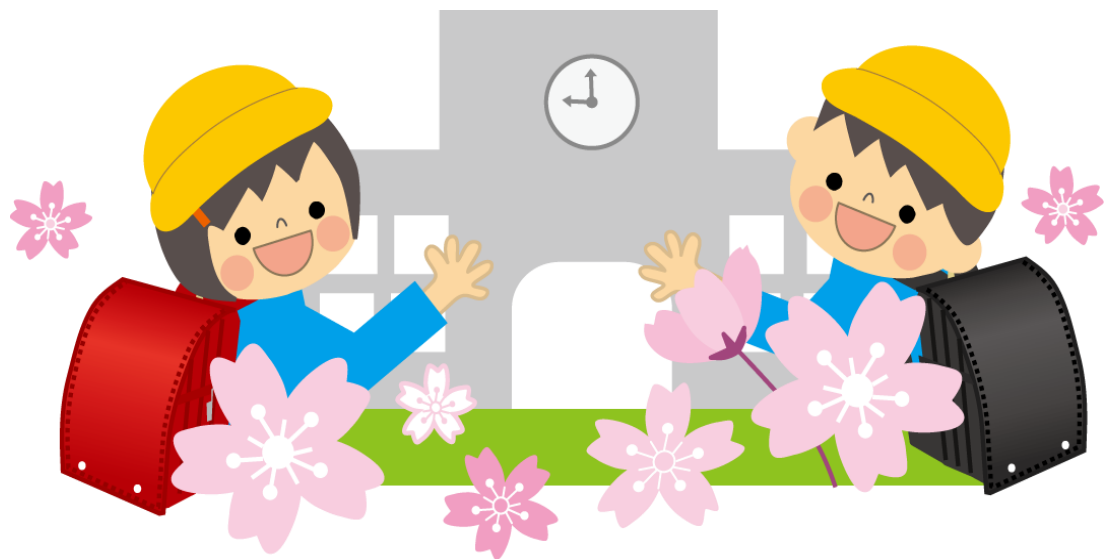


放課後キッズクラブ 入会のしおり 2026年度版



**今井小学校放課後キッズクラブ
運営法人 株式会社理究キッズ**

(注) 本案内の内容は2025年12月時点で作成したものです。

【目次】

I 放課後キッズクラブの制度等について	1
I-1 放課後キッズクラブとは	1
I-2 運営法人 株式会社理研キッズ(理研グループ)について	1
I-3 放課後キッズクラブの活動(開所日・開所時間・活動場所)	2
I-4 放課後キッズクラブの利用区分	3
I-5 わくわく【区分1】の概要	4
I-6 すくすく【区分2】の概要	5
I-7 利用区分の変更	6
I-8 利用料等の支払方法	7
I-9 保険への加入	8
I-10 放課後e-場所システムの使用	10
II 利用に当たっての各種手続き等について	11
II-1 利用開始までの流れ	11
II-2 個人情報の事前登録	12
II-3 口座情報の登録	13
II-4 保険制度運営負担金のお振込みと書類提出までの流れ	14
II-5 利用申し込みに必要な書類	15
II-6 利用料減免制度をご希望の方の提出書類	17
II-7 利用の決定	18
III 利用の流れ	19
III-1 広報誌『キッズ通信』	19
III-2 利用予定	20
III-3 参加カード	20
III-4 利用当日の流れ	21
IV 活動について	23
IV-1 キッズクラブの利用に当たってのお願い	23
IV-2 放課後キッズクラブの活動	24
IV-3 プログラム	26
IV-4 おやつ	27
IV-5 学校休業日等の昼食	28
IV-6 学習環境	28
IV-7 保護者懇談会	31
IV-8 事故が起きた時の対応	31
V 非常災害時等の対応について	32
V-1 警報発表時等の対応	32
V-2 熱中症警戒アラート等発表時等の利用	33
V-3 地震	34
V-4 Jアラートを通じた緊急情報への対応	34
VI その他	35
VI-1 支援や配慮を必要とする児童の受け入れについて	35
VI-2 ご意見・ご要望等(お問い合わせ)	36
Q&A よくあるご質問	37

(参考資料)

- | | |
|---------------------|-------------|
| • 放課後キッズクラブ利用申込書記入例 | • 利用区分選択早見表 |
| • キッズかけはしシート記入例 | • チャットボット |
| • 就労(予定)証明書記入例 | |

I 放課後キッズクラブの制度等について

I-1 放課後キッズクラブとは

放課後キッズクラブは、小学校施設を活用して放課後の安全・安心な居場所を提供する事業です。

- ① 全てのこどもたちを対象に無償で「遊びの場」を提供すること
- ② 留守家庭児童等を対象に「生活の場」を提供すること を目的に実施しています。(P. 3)

2004年度に開始され、2020年度には横浜市立の全ての小学校に設置されています。今井小学校放課後キッズクラブは、保土ヶ谷区が選定した法人(株式会社理研キッズ)が運営を行っています。

I-2 運営法人 株式会社理研キッズ(理研グループ)について

①幼児教育や野外教育の実験的活動を精力的に展開・実践した横浜国立大学教育方法学の故・伊藤忠彦教授の研究チームと横浜国立大学発達心理学、児童心理学の故・依田明教授の研究チームが発祥の45年目の企業です。本社は横浜駅近くにあり、事業所は県内を中心におよそ200拠点、会員数は国内外あわせて3万人を超えます。

②「0歳からの生涯教育」をスローガンに掲げ、保育・教育サービス事業を営んでおります。

【学童保育・放課後事業】※2026年4月時点での運営予定数

・横浜市放課後キッズクラブ	82施設	・横浜市寄り添い型生活支援事業	2施設
・川崎市こども文化センター	4施設	・川崎市わくわくプラザ	8施設
・鎌倉市放課後かまくらっ子	6施設	・横須賀市放課後児童クラブ	1施設
・座間市児童ホーム	2施設	・墨田区学童クラブ及び分室	3施設
・私立小学校アフタースクール	6施設	・千葉市アフタースクール	18施設
・理英会アフタースクール池袋校	1施設	・さいたま市放課後子ども居場所事業	7施設

【他の保育・教育サービス事業】

- ・横浜市認可保育園を中心に、パレット保育園等を運営(0～6歳)
- ・幼児教室どんちゃか幼児教室、幼稚園・小学校受験理英会を運営(0～6歳)
- ・学習塾国大Qゼミを運営(7～18歳)

③神奈川県を中心に、東京都・千葉県・埼玉県で140の学童保育等施設を運営する法人です。小学生に安全で、楽しくてためになるプログラムを提供しています。また保護者に安心していただける万全な事務機能を備えた企業です。

皆さまのご期待に添えるよう努力してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

I-3 放課後キッズクラブの活動(開所日・開所時間・活動場所)

開所日	開所時間		活動場所
次の日程を除き、毎日 (1)日曜日 (2)国民の祝日 (3)12月29日～1月3日 ※その他、学校長より閉所要請を受けた日や天災の影響等で閉所する場合があります。	月曜日から金曜日	<u>放課後～19時00分</u>	キッズ棟1、2階 キッズ専用ルーム ※その他、学校施設をお借りすることもあります。
	土曜日	<u>8時30分～19時00分</u>	
	学校休業日	<u>8時00分～19時00分</u>	
	※土曜日は16時30分以降で、利用希望がない場合は、閉所または開所時間を短縮することがあります。		

※ただし、放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合や、利用希望がない場合等において、閉所または開所時間を短縮する場合があります。

閉所または開所時間を短縮する場合の連絡は放課後e-場所システム(P.10)で行います。

また、利用可能な日や時間は利用区分によって異なります(P.3)。

<放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合の例> ^(※1)

利用区分 (P.3参照)	警報発表時 (P.32参照)	熱中症警戒アラート等 発表時 (P.33参照)	学級閉鎖等
わくわく【区分1】	<u>閉所</u>	<u>閉所</u>	感染拡大を防止するため、閉鎖対象となった学級・学年・学校のお子さん ^(※2) は、体調不良の有無にかかわらず、クラブの利用・参加はできません。
すくすく【区分2A・B】 (わくわく【区分1】のスポット利用(P.4)含む)	<u>開所</u> ※ <u>特別警報発表時は閉所</u>	開所	

※1 表に記載がない事由においても、学校都合等により閉所をする場合があります。

※2 学級閉鎖が学級・学年単位の場合は、他の学級・学年のお子さんの活動は行います。

I-4 放課後キッズクラブの利用区分

利用に当たっては、まず、利用区分を選択いただきます。利用区分は、遊びの場の利用を目的とした「わくわく【区分1】」と、遊びの場に加えて留守家庭児童等の生活の場の利用を目的とした「すくすく【区分2】」があります。

また、「すくすく【区分2】」には、17時00分まで利用の「すくすく・ゆうやけ【区分2A】」と19時00分まで利用の「すくすく・ほしぞら【区分2B】」があります。登録に当たっては、それぞれ月額の利用登録料(以下「利用料」という)をご負担いただきます。

【利用区分ごとの概要】

利用区分		わくわく【区分1】	すくすく【区分2】	
			ゆうやけ【区分2A】	ほしぞら【区分2B】
利用目的		遊びの場	遊びの場＋生活の場	
登録条件		・今井小学校に通学しているお子さんであること。 ・今井小学校区に居住し、国立小学校、私立小学校又は特別支援学校等に通学しているお子さんであること。		
		—	留守家庭児童等 ^(※1) であること	
利用時間	平日	放課後～ <u>16時00分</u> まで	放課後～ <u>17時00分</u> まで	放課後～ <u>19時00分</u> まで
	土曜日	<u>利用できません</u>	8時30分～ <u>17時00分</u> まで	8時30分～ <u>19時00分</u> まで
	土曜日を除く学校休業日	<u>10時00分～12時00分または13時00分～15時00分</u> ^(※2)	8時00分～ <u>17時00分</u> まで	8時00分～ <u>19時00分</u> まで
お迎え		<u>キッズクラブで定めている最終下校時刻後に下校する場合は、保護者又は保護者から指定された方のお迎えが必要となります。(P.22参照)</u>		
利用料		無料 ※スポット利用(19時00分まで)は800円＋おやつ代(P.4参照)	<u>月額2,000円</u> ^(※3) ＋おやつ代 (7・8月は2,500円＋おやつ代) ※延長利用料(19時00分まで)は400円／回(P.5参照)	<u>月額5,000円</u> ^(※3) ＋おやつ代 (7・8月は5,500円＋おやつ代)
			減免制度あり(P.6)	
保険加入料		年額700円＋振込手数料(詳しくはP.8を参照)		
定員		なし	あり	

※1 保護者が就労及び健康上の理由等により、放課後の時間帯において、お子さんを保護・養育することが難しい世帯のお子さんをいいます。

※2 午前・午後のどちらかの時間帯で利用できます。ただし、夏季休業日は午前からのみの利用となり、午後は利用できません。

※3 利用料は実際の利用頻度にかかわらずご負担いただきます(利用回数に応じた日割り等はありません)。また、おやつ代は1回あたり100円がかかります。

I-5 わくわく【区分1】の概要

(1) わくわく【区分1】について

全てのお子さんを対象に無償で「遊びの場」を提供することで、異年齢間の遊びや交流を通じて、創造性・自主性・社会性などを養うことを目的としています。

こどもたちが安全・安心に「遊び」の時間を過ごすことができるよう、スタッフが支援します。

(2) 利用時間

平日	放課後～ <u>16時00分</u>
土曜日	<u>利用できません</u> ^(※1)
学校休業日	<u>10時00分～12時00分または</u> <u>13時00分～15時00分</u> ^(※2)

※1 スポット利用や、特別なプログラムのある日でプログラムに参加する場合は利用できます。

※2 午前・午後のどちらかの時間帯で利用できます。ただし、夏季休業日は午前みの利用となり、午後は利用できません。

(3) スポット利用

スポット利用とは、保護者の一時的な用事等により、放課後の時間において自宅を留守にする場合などに、わくわく【区分1】のお子さんを、19時00分まで受け入れる制度です(土曜日・学校休業日も19時00分まで利用できます)。

スポット利用には、原則あらかじめのお申し込みが必要で、1回あたり800円のスポット利用料とおやつ代(実費)がかかります。また、スポット利用の場合、キッズクラブで定めている最終下校時刻までは、保護者等のお迎えは不要ですが、それ以降はお迎えが必要となります。

(4) 利用料

わくわく【区分1】の利用料は無料ですが、利用料とは別に保険料がかかります。また、プログラム(P.26、27)に参加する場合、材料費等の実費がかかる場合があります。

<注意事項>

わくわく【区分1】の利用時間は16時00分までのため、退室時間が16時01分以降になると、自動的にスポット利用料(800円/回)とおやつ代(実費)をご負担いただきますので、あらかじめご承知おきください。

(5) 非常時における利用制限について

警報発表時(P.32)や熱中症警戒アラート等発表時(P.33)、感染症の影響がある場合等、お子さんの安全な「遊び場」の確保が困難な状況においては、わくわく【区分1】の利用を原則は休止としています。

利用を制限する場合には、あらかじめ、保護者の皆さまに対して、放課後e-場所システム(P.10)によりお知らせさせていただきます。

I-6 すくすく【区分2】の概要

(1) すくすく【区分2A・B】について

保護者が就労等により昼間家庭にいない留守家庭児童等を対象に「遊びの場」と「生活の場」を提供し、健全な育成を図ることを目的としています。

わくわく【区分1】と一体的に行う「遊びの場」の提供に加え、ご家庭とも連携しながら、放課後キッズクラブでの生活を通したお子さんの健全な成長や基本的な生活習慣^(※1)の習得等ができるよう、放課後児童支援員^(※2)を中心としたスタッフが支援します。

※1 基本的な生活習慣の一例

- ・健康や衛生に関すること(手洗い等)
- ・こどもの日常生活に関すること(持ち物の管理、片付け、整理整頓、宿題等)
- ・放課後キッズクラブでの生活に関すること(集団生活を維持するための活動に分担・協力して取り組むこと等)

※2 放課後児童支援員

保育士・社会福祉士などの資格保有者、教員免許の保有者、高等学校等を卒業して2年以上放課後キッズクラブ事業に従事し市長が適当と認めた者など、一定の要件を満たした者が、都道府県等が行う研修を修了することで「放課後児童支援員」になることができます。

(2) 利用時間

	すくすく・ゆうやけ【区分2A】 ^(※)	すくすく・ほしぞら【区分2B】
平日	放課後～ <u>17時00分</u>	放課後～ <u>19時00分</u>
土曜日	8時30分～ <u>17時00分</u>	8時30分～ <u>19時00分</u>
土曜日を除く 学校休業日	8時00分～ <u>17時00分</u>	8時00分～ <u>19時00分</u>

※ 延長利用料(400円/回)を支払うことで、19時00分まで利用することができます。

(3) 延長利用

延長利用とは、すくすく・ゆうやけ【区分2A】のお子さんを、保護者の一時的な用事等がある場合に、17時00分を超えて19時00分まで受け入れる制度です。

延長利用には、原則あらかじめのお申し込みが必要で、1回あたり400円の延長利用料がかかります。

(4) 利用料

すくすく【区分2】は、「生活の場」として保護者が安心して子育てと就労等を両立できるよう支援することを目的としており、利用者には相応の利用料をご負担いただいております。利用料はキッズクラブの運営及び活動を維持していくための経費としています。

また、利用料とは別におやつ代(実費相当)や保険料がかかる(P.8～9)ほか、プログラム(P.26～27)に参加する場合に材料費等の実費がかかる場合があります。

	すくすく・ゆうやけ【区分2A】	すくすく・ほしぞら【区分2B】
利用料(月額) ^(※)	<u>2,000円</u> (7・8月は2,500円)	<u>5,000円</u> (7・8月は5,500円)
延長料(19時00分まで)	1回あたり400円	—
おやつ代	実費相当 ※1回あたり100円	

※ すくすく【区分2A・B】の利用料は、その月の利用がなくてもご負担いただきます。

<注意事項>

すくすく・ゆうやけ【区分2A】の利用時間は17時00分までのため、退室時間が17時01分以降になると、自動的に延長料(400円/回)をご負担いただきますので、あらかじめご承知おきください。

(5)利用料減免制度

横浜市では、放課後キッズクラブのすくすく【区分2】を利用するに当たり、経済的な理由でお困りの方に対して月額利用料を減免し、利用を支援する制度を設けています。

減免を希望する方は、P.17「Ⅱ－6 利用料減免制度をご希望の方の提出書類」もあわせてご確認ください。

	説明
減免対象者 ^(※1・2)	以下の①～③のいずれかに該当する方 ① 生活保護世帯の方 ② 市民税所得割非課税世帯の方 ③ 横浜市就学援助を受けている方
減免額	<u>上限2,500円／月</u> (例)月額利用料が2,000円の場合、減免後の月額利用料は0円 月額利用料が5,000円の場合、減免後の月額利用料は2,500円
減免対象費用	月額利用料 ※おやつ代、プログラム参加費等の実費、すくすく・ゆうやけ【区分2A】の延長料(400円／回)及び保険制度運営負担金は減免の対象となりません

※1 ①～③の要件を満たさなくなった場合(例:就学援助の対象でなくなった場合、婚姻により非課税世帯では無くなった場合等)、速やかに減免適用外申出の手続きをお願いします。

※2 虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡ってお支払いいただきます。

I－7 利用区分の変更

利用登録後、就労状況等の変更により、年度途中で利用区分を変更したい場合には、放課後e-場所システムで翌月以降の利用区分の変更申請をしてください(月途中での利用区分の変更は原則できません)。

また、利用区分変更申請は、原則変更希望月の前月25日までに行ってください。

ただし、夏休み(7・8月)については、定員の状況により新たな活動場所の確保が必要になる場合もあるため、原則6月20日までに行ってください。

なお、利用区分の頻繁な変更は、生活リズムが崩れるなど、お子さんの負担となる場合もありますので、極力お控えくださいますようお願いいたします。

I-8 利用料等の支払方法

株式会社理研キッズが運営する放課後キッズクラブでは現金でのやり取りを一切しません。発生した費用につきましては、登録いただきました口座から、お子さんごとに自動引き落とし、もしくはコンビニエンスストア等でのお振込みとなります。

(1) 銀行口座からの引き落とし(すくすく【区分2A・B】登録のお子さん)

口座登録の方法につきましては、P.13「Ⅱ-3 口座情報の登録」をご参照ください。

※引き落とし時手数料 100円(税込み)

引き落としは毎月27日に行います。27日が土日祝日等、金融機関の休業日の場合は、翌営業日に引き落としになります。前日までにご入金いただきますようお願いいたします。

※お口座から引き落としの場合、明記は「理研」となります。

(2) コンビニエンスストアでのお振込み

わくわく【区分1】登録のお子さんなど、口座登録をされていない方に利用料等が発生した場合には、お振込み用の圧着ハガキ(圧着ハガキの例参照)を**発生した月の翌月20日頃**までにご自宅へ郵送します。振込期限をご確認のうえ、コンビニエンスストアにお持ち込みいただきお支払いをお願いします。

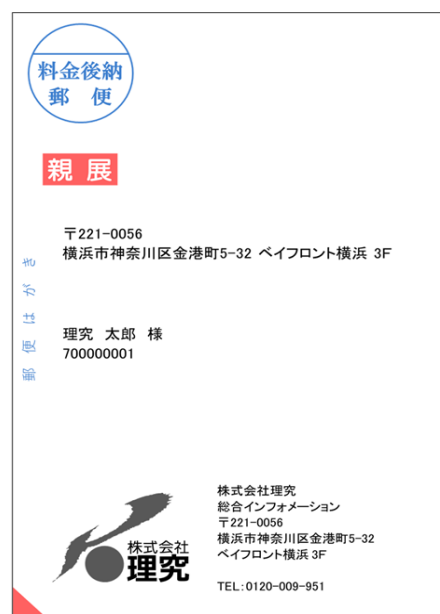
なお、振込時に手数料がかかりますのでご了承ください。

※コンビニ払いの請求書は「理研」から届きます。

(圧着ハガキの例 ▶)

※振込手数料の主な例

振込金額	振込手数料
10,000円未満	100円(+税)
10,000円以上 50,000円未満	200円(+税)
50,000円以上	500円(+税)



↑こちらから剥がしてご使用いただけます。

【ご請求(引き落とし・お振込み)月】

利用料・参加費の種類	ご請求月
すくすく【区分2A・B】の月額利用料	<u>登録月の翌月</u>
・すくすく(ゆうやけ)【区分2A】の延長利用料 ・わくわく【区分1】のスポット利用料 ・16時01分以降の利用に伴うおやつ代	<u>利用実績のあった月の翌月</u>
4～9月のプログラム参加費	<u>2026年10月</u>
10～3月のプログラム参加費	<u>2027年4月</u>

I-9 保険への加入

放課後キッズクラブでは、利用区分にかかわらず、利用いただく皆様に万一の怪我や事故の賠償責任に備えて保険にご加入いただくとともに、保険制度運営負担金(お子さん1人につき年額700円)をご負担いただきます。

この保険は今井小学校キッズクラブを利用するお子さんを対象に、運営法人 株式会社理究キッズが加入するものです。利用申し込みの際に、保険制度運営負担金の領収書等の添付が必要になりますので、申し込み前までに保険制度運営負担金をお支払いください。

なお、保険制度運営負担金は年間掛金を適用しているため、一度納入された保険制度運営負担金は、返金することができません。

保険に関する Q&A

Q.1	保険制度運営負担金を支払わないと、キッズの利用はできないのですか？
A.1	はい。保険制度運営負担金は、受益者負担として利用者の方にご負担していただくことになっています。必ず利用前に保険制度運営負担金をお支払いください。
Q.2	振り込みに行く時間がありません。子どもにお金を持たせて、スタッフの方に渡してもいいですか？
A.2	お子さんにお金を持たせることは、やめてください。キッズクラブを利用する前に、保護者の方が保険制度運営負担金をお支払いしていただきますよう、ご協力をお願いします。
Q.3	1日だけのイベントへの参加でも保険制度運営負担金を支払うのですか？
A.3	はい。年度単位での加入のため、1日だけのイベント、または長期休業日だけ利用する場合でも、必ず利用前に保険制度運営負担金をお支払いください。
Q.4	登録して一度も利用せずに途中でやめたのですが、保険制度運営負担金は返還してもらえますか？
A.4	一度お支払いいただいた保険制度運営負担金は、お返することはできませんのでご了承ください。
Q.5	他の小学校から転校してきました。前の小学校でもキッズクラブに登録していたが、また保険制度運営負担金を支払わなくてはなりませんか？
A.5	放課後キッズクラブの保険は運営法人ごとに契約しており、前の小学校の放課後キッズクラブを株式会社理究キッズが運営している場合はその契約を引き継ぐことができるため、改めてお支払いいただく必要はありません。 前の小学校の放課後キッズクラブの運営法人が株式会社理究キッズ以外の場合には、改めて保険制度運営負担金をお支払いいただきます。
Q.6	支払い済みの保険制度運営負担金の控えを紛失した場合どうしたらいいですか？
A.6	受領証を紛失した場合、振込の履歴確認が取れない場合は再度お支払いしていただく可能性もあります。原本を確実に保管し、必ず利用申込書にコピーを貼り付けて提出をお願いします。

(1)保険制度運営負担金

お子さん1人につき年額700円(+振込手数料)

(2)補償内容

	内容	保険金額・支払限度額※
傷害保険	通院(1日目から90日限度)	1,500円/日
	入院(1日目から180日限度)	4,000円/日
	死亡	3,000万円
	後遺障害(最高)	3,000万円
賠償責任	対物賠償・対人賠償	人身1億円 財物1事故5億円

※傷害保険は、医療機関にかかる全額が補償されるものではありません。定額の支払いとなります。

(3)対象となる事故の範囲

傷害保険…放課後キッズクラブ活動中のお子さんの事故、放課後キッズクラブとご自宅の往復途中におけるお子さんの事故(交通事故を含む)

賠償責任…放課後キッズクラブ活動中にお子さんが他人にケガをさせたり他人の物を壊したりしたことで、法律上の賠償責任を負うことによって被った損害

(4)支払方法

ゆうちょ銀行または郵便局のATMにおいて、放課後キッズクラブで配付する『払込取扱票』を用いてお支払いください。振込手数料は別途ご負担をお願いします。なお、ゆうちょ銀行の口座をお持ちの場合は、ATMにおいて、電信振替※ができます。

また、ゆうちょダイレクトをご利用の場合は、インターネットで電信振替※も可能です。

※相手の口座へ預かり金を振り替える送金方法

振り込んだ証明書は必ずお手元にて保管するようお願いいたします。利用申込書を提出の際には、証明書のコピーを必ず貼付してください。詳しくは、P.14「Ⅱ-4 保険制度運営負担金のお振込みと書類提出までの流れ」をご確認ください。

振込履歴の確認が取れない場合は、再度、保険制度運営負担金をお支払いいただくことがございます。紛失しないようにお気を付けください。

(5)その他

- ・利用申し込みの際に提出していただいた個人情報については、保険金の請求のために契約保険会社に提供することがありますのでご了承ください。
- ・事故発生日から3か月以上経過しても保険金請求に関わる案内が届かない場合は、放課後キッズクラブまでご連絡ください。
- ・その他、保険適用のご相談、ご不明点等ありましたら、放課後キッズクラブまたは運営法人 株式会社理究キッズまでお問い合わせください。

I-10 放課後e-場所システムの使用

放課後キッズクラブの利用に当たり、入会申し込みを始めとした、各種手続の多くは横浜市が開発した「放課後e-場所システム」(以下「システム」という。)で行うようになります。準備が出来ましたらご案内しますので、お手数ですが、システムの利用登録をお願いします。

なお、システムでの新規利用登録に当たっては、横浜市の子育て応援アプリ「パマトコ」(※)のアカウント登録が必要となります。登録・利用方法などの詳細はシステムのマニュアルをご確認ください。

※横浜市が子育て世帯のお悩みを解決するためのツールとして開発した、自治体ならではの情報・機能を集約した子育て応援アプリ・サイトです。

<システムの登録>

放課後キッズクラブの利用申し込みに際し、登録用の二次元コードが印刷された「入会・利用申し込み登録チラシ」をお渡ししますので、利用申し込みに必要な書類(P.15)をお手元に揃えたうえで、二次元コードを読み取り、利用登録を行ってください。

なお、システムの操作方法等については、横浜市のホームページに掲載されているシステムのマニュアルをご確認ください(システムでの手続が難しい場合は、放課後キッズクラブまでご相談ください)。

【放課後e-場所システム マニュアル掲載ページ】

URL:<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hokago/houkagoe-basho.html>



放課後e-場所システムの主な機能

主な機能の一覧		
1	入会の利用申し込み・区分変更・退会	クラブの利用申し込み・区分の変更・退会の手続きができます。
2	書類の提出	申し込み等に必要な書類を提出できます。
3	児童の入退室時刻のお知らせ	お子さんの入室・退室の情報を、あらかじめご登録いただいたメールアドレスに通知します。
4	利用予定の登録・変更・キャンセル	利用予定の登録・変更・キャンセル等ができます。
5	昼食提供の申し込み	春・夏・冬休みにお弁当を注文できます。
6	クラブ・横浜市からのお知らせ	保護者サイトでお知らせを確認できるほか、クラブからのお知らせをメールで通知を受け取ることができます。

<放課後e-場所システムの動作環境(2025年11月現在)>

放課後e-場所システムはブラウザ上で動作するクラウドサービスです。

インターネットにつながる環境であれば、スマートフォン・パソコン・タブレットで利用ができます。

推奨ブラウザ	Version
Google Chrome	最新のバージョンをお使いください
Firefox	最新のバージョンをお使いください
Microsoft Edge	最新のバージョンをお使いください

Ⅱ 利用に当たっての各種手続き等について

Ⅱ－1 利用開始までの流れ

放課後キッズクラブの利用申し込みは年度単位(4/1～3/31)で行います。

WEB登録は初めてご利用の方のみご登録ください。一度登録すると卒業まで有効です！

Ⅱ－2 個人情報の事前登録【WEB】(P. 12)

Ⅱ－3 口座情報の登録【WEB】(P. 13) ※すくすく【区分2A・B】に登録の方のみ

Ⅱ－4 保険制度運営負担金のお支払い(P. 14)

Ⅱ－5 放課後キッズクラブへ利用申込書・各種書類のご提出(P. 15～16)

お支払いいただいた保険料の証明書のコピーを忘れずに貼付してください。

利用開始！

参加カードを持って、放課後キッズクラブへお越しください。

【申込締切日・利用開始日について】

下記の日程までに書類をご準備のうえ、申し込み手続きを行ってください(Ⅱ－2～Ⅱ－5まで)。申し込み締め切り以降も随時受け付けますが、**できるだけお早め(年度途中での申し込みの場合原則、利用したい日の前日まで)**にお願いします。

4月から利用を希望する場合は以下の申込締切日までに、必要書類を揃えたうえで申し込みをしてください。
※年度途中から利用する場合は、直接放課後キッズクラブまでお問い合わせください。

◆わくわく【区分1】へ登録を希望される方

	申込締切日	利用開始日
新1年生	2026年4月7日(火)	給食開始日から利用できます。 ※スポット利用(1回800円の利用料)の場合4月1日(水)から利用できます。
新2年生～新6年生	2026年3月7日(土)	4月1日(水)から利用できます。

◆すくすく【区分2A・B】へ登録を希望される方

	申込締切日	利用開始日
新1年生～新6年生	2026年3月7日(土)	4月1日(水)から利用できます。

※新1年生で入学式より前から利用する場合(わくわく【区分1】・すくすく【区分2A・B】共通)

1. 利用にあたっては、必ず保護者の責任の下で送迎を行ってください。
2. お子さんの状況を把握するため、事前に放課後キッズクラブのスタッフと面談を行います。

Ⅱ-2 個人情報の事前登録

※初回のみ・卒業まで有効 ※利用区分に関わらず全員
運営法人 株式会社理研キッズへのメールアドレス等の個人情報登録をお子さんとお願いしています。
スマートフォン・パソコン専用フォームから登録していただきます。

◆理研キッズ専用登録Webサイト



<https://www.manabiyoyaku.com/kids>



※スマートフォン・パソコンより登録をお願いします。
※推奨ブラウザ…Firefox、Chrome、Microsoft Edge、Safari
※登録にあたっての Internet 使用料等は利用者負担となります。

【手順】

- ① 上記QRコードを読み取る
- ② 学校名・メールアドレスを入力して仮登録
- ③ 本登録の案内メールに従って入力
- ④ 登録完了後、メールで生徒番号(9ケタの数字)を受信

—登録期限—

利用申込書提出前日まで

※利用申込書提出期限は P.11 参照

生徒番号は、ご登録後卒業までお子さんの個人情報を管理する番号となりますので、ご確認ください。

◆わくわく【区分1】で登録いただく方等、銀行口座を登録されない方へ

個人情報登録に際し、登録いただく銀行口座情報の入力欄があります。

わくわく【区分1】で登録いただく方は銀行口座情報の登録は不要となります。次のように入力のうえ、登録してください。

◆口座番号 00000000 ◆口座名義人 (姓)トウロク (名)ナシ

※個人情報登録完了後、完了画面に口座登録のご案内が表示されますが、わくわく【区分1】の方のお支払いは振込用紙を都度お送りしますので、口座情報の登録は不要です。

◆ご兄弟、ご姉妹ですでにキッズクラブをご利用いただいている場合

個人情報を登録する際に、すでに登録があるメールアドレスを入力すると、「すでに登録されています」と表示が出てきます。

表示下の「続けて登録を行う」を押していただき、手続きを進めてください。

個人情報 会員登録入力

この入力したメールアドレスは、すでに登録されています。

続けて登録を行う

※既に登録されているメールアドレスは、このままでも登録できます。パスワードをお忘れになった場合は、こちらへ。

パスワード

学校名

メールアドレス

メールアドレス (追加登録)

※お子様の入退室をお知らせするメールを追加で配信いたします。

【放課後キッズクラブで実施しているメールサービス】

登録完了後は、4月以降準備ができ次第、以下の配信サービスを実施します(すべて無料)。

①入退室メールサービス (メールアドレス2つまで登録可能)

お子さんがキッズルームに入室した際・退室した際に、登録のメールアドレスにお知らせメールが届きます。

②一斉お知らせメールサービス (メールアドレス2つまで登録可能)

放課後キッズクラブからのお知らせメールが届きます(開所・閉所情報、緊急対応、プログラム等の持ち物など)。

③利用料明細メールサービス (メールアドレス1つのみ登録可能)

口座引き落としの方には、毎月15日に請求確定のメールが届きます。
毎月27日に自動引き落としされる利用料の明細が、引き落とし前にご確認いただけます。

※メンテナンスのため本システムをお使いいただけない日があります。ご了承ください。

※迷惑メール防止のためのドメイン指定等をされている場合は、以下のドメインからのメール受信を許可いただきますようお願いいたします。@riq.co.jp / @manabiyoyaku.com

Ⅱ－3 口座情報の登録

※初回のみ・卒業まで有効 ※すくすく【区分 2A・B】に登録のお子さんのみ
銀行口座を登録いただいている場合には、利用料等はすべて登録の口座より自動引き落としとなります(登録料無料・引き落とし手数料100円)。

銀行口座を登録いただく際には、お子さんごとに登録が必要です。スマートフォン・パソコン専用フォームからご登録ください。

<u>口座登録サイト</u> https://onl.tw/NhuipXh 	<u>入会の流れ(参照)</u> https://riq-gakudou.com/kidsclub/apply/ 信託銀行など、一部金融機関は口座登録サイトより登録いただくことができません。 詳細は右のQRコードを読み取りいただき、「口座登録の流れ」をご参照ください。 
---	--

【手順】

- ① 上記口座登録サイトのQRコードを読み取る
- ② お申込者(口座名義人)の氏名・生徒番号(9ケタ数字)・メールアドレスなどを入力して仮登録
- ③ 登録したメールアドレス宛にメールを2通受信(@nekonet.co.jpより送信されます)
- ④ 金融機関選択のサイトにログイン、金融機関の選択、口座情報の入力
- ⑤ 金融機関サイトでお手続き
- ⑥ 登録完了後、完了メールを受信

－登録期限－
利用申込書提出前日まで
※利用申込書提出期限は
P.11参照

※登録に際し、次のドメインからメールが受信できるよう設定をお願いします。 @nekonet.co.jp

※以下の時間帯はメンテナンスのため、ご利用できません。ご注意ください。

- ・毎月第4日曜日 23時00分～翌日曜日 9時00分
- ・1月、4月、7月、10月の最終火曜日 1時00分～6時00分
- ・その他金融機関によってご利用いただけない時間帯があります。

※従来型携帯電話(いわゆる「ガラケー(フィーチャーフォン)」)には対応していません。

※書面での登録を希望の方は、登録専用用紙を本部でご用意しますのでお電話にてお知らせください。

運営法人 株式会社理研キッズ TEL:0800-800-1149
(平日10時00分～18時00分)

Ⅱ—4 保険制度運営負担金のお振込みと書類提出までの流れ

【手順】

①保険制度運営負担金のお振込み

放課後キッズクラブから配付される専用の「払込取扱票」に必要事項をご記入のうえ、下記のいずれかの機関・方法でお振込みください。※振込取扱票は、手書きでも問題ございません。

【お振込み可能機関】

ゆうちょ銀行	郵便局ATM	ゆうちょダイレクト
--------	--------	-----------

★ゆうちょ銀行以外の銀行やコンビニではご利用いただけませんのでご了承ください。

【金額】 年額700円+振込手数料

★保険制度運営負担金は、お子さん1人ずつご負担いただきます。また、1人につき1回ずつお振込みが必要です。なお、払込取扱票は1人1枚ご使用ください。振込取扱票はキッズクラブにあります。

払込取扱票

口座記号・番号はお間違えないよう記入してください。

口座記号 00 260 6 143406 金額 千 百 十 万 千 百 十 円 7 0 0

加入者名 株式会社 理究キッズ

2026 年度 保険制度運営負担金

キッズクラブ名 ●●小学校放課後キッズクラブ

ご自宅の住所 横浜市●●区●●町 1-1-1

お子様のお名前 横浜 さくら 様

(ご連絡先電話番号 045-XXXX-XXXX)

裏面の注意事項をお読みください。 (ゆうちょ銀行) 此の下部には何も記入しないでください。

日中連絡がつく番号をご記入ください

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号 00 260 6 143406

加入者名 株式会社 理究キッズ

金額 千 百 十 万 千 百 十 円 7 0 0

おなまえ 横浜 さくら 様

ご依頼人 (消費税込) 日 附 印

備考

この受領証は、大切に保管してください。

②利用申込書に【写し】を貼付

次のいずれかを放課後キッズクラブ利用申込書に貼付します。

- ・振込用紙:「振替払込請求書兼受領証」(窓口の場合)または「ご利用明細表」(ATMの場合)のコピー
- ・ゆうちょダイレクト等:振込んだことがわかるページ(スクリーンショット等)の写し

★原本は必ずご家庭で保管してください。

★一度お支払いいただいた保険制度運営負担金は、返金することができませんのでご了承ください。

③利用申込書に必要事項(両面)を記入し、放課後キッズクラブへ提出

★保険制度運営負担金を振込んだだけでは、利用申込手続きは完了しませんのでご注意ください。

★振込履歴の確認が取れない場合は、再度、保険制度運営負担金をお支払いいただくことがございます。
紛失しないようにお気を付けください。

Ⅱ—5 利用申し込みに必要な書類

※年度ごとに提出 ※利用区分に関わらず全員

《提出書類一覧》

区分	わくわく【区分1】	すくすく【区分2】	
		ゆうやけ【A】	ほしぞら【B】
利用申込書	○	○	○
児童情報シート (キッズかけはしシート)	※		
留守家庭児童等証明書	×	○	○
減免制度関連書類(P. 17参照) 学校生活管理表の写し	対象家庭のみ		

※児童情報シート(キッズかけはしシート)のご提出についてのお願い

児童情報シート(キッズかけはしシート)とは、放課後キッズクラブに新しく入会されるお子さんがキッズクラブで安全に楽しく過ごすことができるように、お子さんについてキッズクラブが事前に把握するためのものになります。

保護者の方からいただいた情報は、お子さんが放課後キッズクラブで安全・安心に過ごすに当たっての大切な参考情報になります。

新1年生及び新しくキッズクラブに入会するお子さんの保護者の方は、お子さんの性格や家での様子などについてシートに記載のうえ、利用申し込みの際にあわせてご提出ください。

また、お子さんに必要な配慮事項や心配事がある場合は、「キッズかけはしシート」に記載してください。

提出は任意となりますが、未提出の場合、年度の途中で提出をお願いすることがあります。

◆留守家庭児童等証明書

- 年度当初から、もしくは年度途中で、新たにわくわく【区分1】からすくすく【区分2A・B】に変更する場合には、「留守家庭児童等を証明する書類」(P.16)の添付が必要となります。

※期限までに就労(予定)証明書の提出が難しい方は【就労(予定)証明書遅延届】をご提出ください。

- 一度すくすく(ゆうやけ・ほしぞら)【区分2A・B】に登録していた方が、わくわく【区分1】からすくすく(ゆうやけ・ほしぞら)【区分2A・B】に再度変更する際は、就労証明書の証明内容に変更がない場合、同一年度内の区分変更に伴う就労(予定)証明書の再提出を省略できます。ただし、就労状況が変更となっている場合や、年度替わりの際の継続利用申し込みの際は、改めて就労(予定)証明書の提出が必要となります。
- すくすく【区分2A・B】間の変更(【区分2A】⇔【区分2B】)は、利用区分変更申請時の「留守家庭児童等を証する書類」の添付は不要です。
- 勤務先が変わるなど、就労状況等が変わった場合には、システムで、改めて留守家庭児童等を証明する書類の添付が必要となります。

※兄弟姉妹等、2人以上がすくすく【区分2A・B】に登録する場合、留守家庭児童等を証明する書類は1部で差し支えありません(利用申込書はお子さん1人につき1部必要です)。

※各種証明書用紙は、放課後キッズクラブに用意があるほか、理究キッズホームページからもダウンロードすることができます。 <https://riq-gakudou.com/kidsclub/data/>



《留守家庭児童等証明書一覧》

保護者の状況	各種証明書等
会社員、公務員等	<u>就労(予定)証明書</u> (※1)
勤務予定者	
産休中及び育休中	
自営業	自営業従事者等申告書
病気の方 看護・介護中の方	<u>病気・障害等申告書</u> (※2) 診断書等、状況を確認できる書類を添付してください。
障がいのある方	<u>病気・障害等申告書</u> 身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類を添付してください。
求職中の方	<u>求職活動申告書</u> (※3)
在学中(中学生、高校生除く)	<u>学生証の写し又は在学証明書</u>
震災、風水害、火災その他の 災害の復旧に当たっている方	<u>罹災証明書</u> 地震による家屋損壊:区役所で発行しています。 地震による火災・消火損、火災及び風水害による被災:消防署で発行しています。

※1 就労(予定)証明書は同一世帯の保護者全員分の提出が必要です。

※2 病気・障害等申告書の「出産」については、原則として、出産(予定)日から起算して8週間前の日の属する月の1日から、出産日から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日までです(多胎妊娠の場合は、出産(予定日)の前14週間、後8週間となります)。

※3 求職活動を理由にすくすく【区分2A・B】に登録できるのは、登録日から3か月です。就労後は、すみやかに就労(予定)証明書を提出してください。また、求職活動申告書を連続して提出することや期間を延長することはできません。

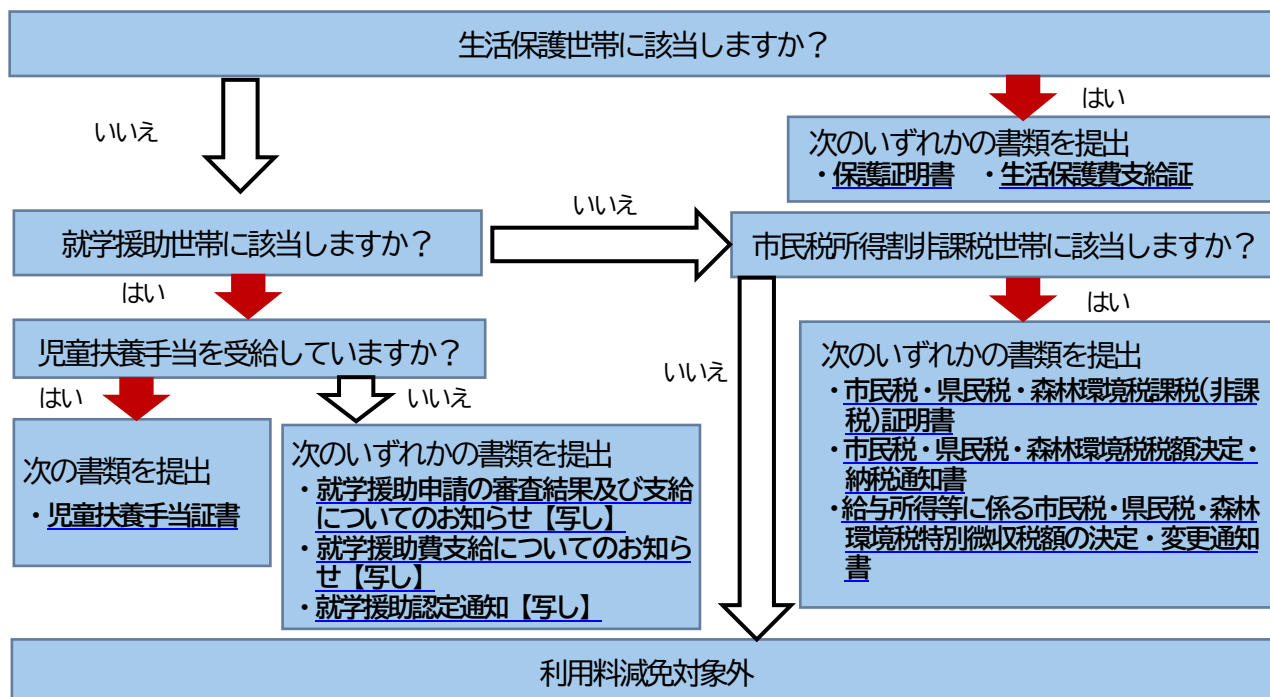
必要な書類は提出期限(P.11 「Ⅱ-1」)までに放課後キッズクラブまで提出してください。

Ⅱ—6 利用料減免制度をご希望の方の提出書類

利用料の減免を希望される場合は、必要書類が別途ありますので、放課後キッズクラブまでお申し出ください。放課後キッズクラブから「令和8年度放課後キッズクラブ利用料減免手続のお知らせ」及び「放課後キッズクラブ利用料減免申請書」をお渡します。

【書類提出フロー図】

※減免申請の手続は、放課後 e-場所システムではなく、紙での申請となります。



【書類の説明】

世帯	提出書類	提出時期	備考
生活保護世帯	保護証明書	キッズクラブ 申し込み時 または 減免の適用を受 けようとする時	保護証明書の発行は、区役所生活支援課生活支援係の担当ケースワーカーに依頼してください(無料です)。
	生活保護費支給証		
市民税所得割非課税世帯	市民税・県民税・森林環境税課税(非課税)証明書		区役所税務課や行政サービスコーナーで取得することができます(1件につき300円がかかります)。
	市民税・県民税・森林環境税税額決定・納税通知書		区役所で納入している場合は、区役所から送付されます。
	給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書		勤務先で徴収されている場合は、勤務先からもらえます。
就学援助世帯 (児童扶養手当受給「有」)	児童扶養手当証書	8月まで または 8月以降は学校から受理次第速やかに	有効期限内の証書に限ります。
就学援助世帯 (児童扶養手当受給「無」)	就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ		・4月当初に申請をされた方は、7月下旬頃に学校から送付されます。 ・新入生を対象とした「入学準備費」とは異なります。
	就学援助費支給についてのお知らせ		
	就学援助認定通知		

★＜提出書類確認チェックリスト＞

チェック	チェックリスト	対象区分		該当ページ
		わくわく 【区分1】	すくすく 【区分2A・B】	
☐	① 個人情報の事前登録【WEB】 ※初めてキッズクラブを利用する場合のみ	○	○	P.12
☐	② 銀行口座の登録【WEB】 ※初めてキッズクラブを利用する場合のみ	×	○	P.13
☐	③ 保険制度運営負担金のお振込み	○	○	P.14
☐	④ 利用申込書の記入 ※両面記入・受領証【写し】の貼付	○	○	別紙
☐	⑤ 留守家庭児童等証明書	×	○	P.16
☐	⑥ 減免制度関連書類	必要な家庭のみ		P.17
☐	⑦ 学校生活管理指導表の写し			P.27

上記の他、新1年生対象:キッズかけはしシートの提出にご協力をお願いします。

すべて完了しましたら、放課後キッズクラブまでご提出ください

◆提出について

【申込締め切り日】 P.11を参照

【提出先】 今井小放課後キッズクラブ ※学校には提出しないでください

【時間】 平日 14時00分～19時00分、土曜日 8時30分～16時30分(祝日を除く)

◆提出書類についての注意事項

ご提出いただいた書類の記入内容に不明な点等があった場合や、内容に虚偽等があった場合には放課後キッズクラブの利用やすくすく【区分2A・B】への登録をお断りさせていただくことがあります。

その場合には放課後キッズクラブまたは運営法人 株式会社理究キッズから事前にご連絡させていただきます。特に連絡がない場合には、原則、利用申込書記載の利用開始希望日から利用することができます。

◆WEB登録に関するお問い合わせ先

登録にあたりご不明な点がございましたら、次の連絡先までご連絡ください。

運営法人 株式会社 理究キッズ TEL:0800-800-1149

(平日10時00分～18時00分)

また、初めて放課後キッズクラブを利用される方は利用開始前に保護者の方・お子さんとの面談を実施させていただきます(新1年生ですくすく【区分2】の登録を希望される方、食物アレルギーのある方は必須)。面談の日程については、利用申込書提出前にキッズクラブまでご連絡いただき、決定します。

Ⅱ—7 利用の決定

原則、放課後キッズクラブが利用申し込みの内容を確認し、利用が決定します。

なお、ご提出いただいた利用申し込みの入力内容に不明な点があった場合や虚偽等があった場合は、放課後キッズクラブの利用そのものや、すくすく【区分2A・B】への登録をお断りさせていただくことがあります。その場合は、放課後キッズクラブ又は運営法人 株式会社 理究キッズから事前にご連絡させていただきます。

Ⅲ 利用の流れ

Ⅲ-1 広報誌『キッズ通信』

放課後キッズクラブ(以下キッズクラブ)から保護者の皆さまやお子さんへのお知らせは、放課後キッズクラブが発行する『キッズ通信』により行います。『キッズ通信』の内容については、夏休みや冬休み等の長期休業中の利用方法のお知らせ等、大切なお知らせをする場合がありますので、ぜひ、お子さんと一緒に確認をお願いします。

(1)発行日と配付方法

『キッズ通信』は毎月25日ごろに発行し、学校からお子さんを通じてご家庭に配付します。

(2)『キッズ通信』の内容

裏面は**当月のカレンダー**です。
プログラムの期間や学校行事が一緒にご覧いただけます。

①定例の確認事項

キッズクラブからのお知らせとお願いを、時節に合わせて掲載します。

②活動の様子

キッズクラブの日々の活動の様子や、実施したプログラムの内容等をお知らせします。写真付きのわかりやすい内容でお知らせしますので、お子さんと一緒に楽しんでください。

③今月のお知らせ

翌月のキッズクラブの予定などをお知らせします。土曜日の学校行事(運動会等)後や、学校行事後の代休日の開所時間等、普段と異なる場合のお知らせや、保護者懇談会や親子参加型プログラム、防災・避難訓練等のお知らせもします。

④プログラムのご案内

キッズクラブのプログラムには「有料/無料のプログラム」「事前申し込みが必要/不要なプログラム」があります。これらプログラムの内容や参加費、申込締切日、申し込み方法等についてお知らせします。

<『キッズ通信』等への写真掲載>

『キッズ通信』では、こどもたちの活動の様子を写真入りで掲載することがあります。放課後キッズクラブの紹介のため、ホームページや学校外の方へお渡しすることもあります。個人を特定できないような配慮をします。

また、『キッズ通信』以外にも写真を使用しての活動の紹介を随時行います。写真掲載を希望されない場合は、利用申し込みをする際に、写真掲載の同意欄で「同意しない」を選択してください。

Ⅲ-2 利用予定

(1)利用予定の登録

キッズクラブの利用予定は原則前月の25日までにシステムで登録してください。利用予定にない急な利用はできかねますのでご承知おきください。

なお、登録した月の利用予定に変更が生じた場合の変更は、学校のある平日は【当日の12時00分】までに、土曜日や学校休業日は【当日の7時30分】までに、システムで変更をしてください。

それ以降の変更は、キッズクラブに直接ご連絡ください。

	登録・変更等期限
当初の登録	前月25日までにシステムに登録
当初の登録締切日後の変更	学校のある平日【当日の12時00分】 土曜日・学校休業日【当日の7時30分】 上記の時間までシステムで変更可能

Ⅲ-3 参加カード

『参加カード』でその日に実際に利用する(した)かどうかを確認します。毎日、登校前にお子さんに「今日、キッズクラブに行くかどうか」を確認し、利用する場合には『参加カード』に、保護者の方が必要事項をご記入のうえ、お子さんに持たせ、キッズクラブにご提出ください。

参加カードの様式と記入例

日付・曜日	帰宅時間	お迎えの有無	連絡事項	保護者印	キッズ印
例 3月1日 火	18:00	☒ あり	父が迎えにきます	☒	
	:	☐ なし			
	:	☐ あり			
	:	☐ あり			
	:	☐ あり			

『参加カード』に必須事項(「帰宅時刻」・「お迎えの有無」)を記入してください。

利用日にお子さんが参加カードを忘れた場合	・利用予定の有無にかかわらず、キッズクラブから利用の確認をするため、保護者の方に連絡します。 ・利用の確認が取れるまでは、お子さんをキッズクラブに留め置きます。
予定外の利用の場合 (システム等での申し込みがなく、急遽利用したい場合)	・すすく【区分2A・B】や、わくわく【区分1】のスポット利用の場合においては、おやつの準備等があるため、原則として前日の19時00分までにキッズクラブに連絡をお願いします。
利用を取りやめる場合	【利用予定の前日】 ・システムで変更してください。 【利用予定当日】 ・利用開始予定時刻までに、キッズクラブへ利用取りやめの電話連絡をお願いします。 ・午前中は留守番電話を設定していますので、留守番電話への録音をお願いします。

【利用にあたっての保護者の方へのお願い】

急な利用や、急な利用の取りやめ等の場合は、必ず直接キッズクラブへ電話連絡するようお願いします。学校や担任の先生への電話連絡や連絡帳などでの連絡はしないでください。また、確認のため、キッズクラブで把握している保護者の方の電話番号へ折り返しの電話をする場合があります。

Ⅲ-4 利用当日の流れ

(1) キッズクラブへの行き方

1. 各学級での帰りの会が終わったら靴に履き替え、キッズクラブに行きます。キッズクラブはキッズクラブ棟の1, 2階です。
2. キッズクラブ棟まで来たら、『参加カード』をキッズクラブのスタッフに渡してください。
3. ランドセルをロッカーに入れて、キッズクラブを利用してください。

受付でお子さん専用の二次元コード^(※)を読み取ります。二次元コードを読み取ると、入退室システムで登録したメールアドレスに入室のお知らせが届きます。

※ 二次元コードは、放課後キッズクラブで管理しています。

(2) 持ち物

キッズクラブへの持ち物は「平日(学校がある日)」と「学校がお休みの日」によって異なります。持ち物には必ずお子さんの名前を記入してください。季節に応じた持ち物等は、随時『キッズ通信』等でお伝えします。

※ 教室に忘れ物をしてしまっても、一度キッズクラブに来たら教室には戻れません。

平日	学校休業日
・参加カード(利用日に下校時間、お迎えの有無、保護者印の記入をすること) ・水筒(学校に持っていくものと同じ中身)	・参加カード(利用日に下校時間、お迎えの有無、保護者印の記入をすること) ・水筒(学校に持っていくものと同じ中身) ・お弁当(お弁当の中身が傷まないよう保冷剤を入れるなどの配慮をお願いします) ・着替え(校庭や体育館で遊んだあと、必要に応じて着替えをします。必要なご家庭のみ準備をお願いします。)

<注意事項>

学校に持って来てはいけないもの(ゲーム機、玩具、携帯電話等)は、キッズクラブにも持ってくることはできません。

(3)帰り方

キッズクラブからの帰り方は、お子さんだけで帰る「一斉下校(ひとり帰り)」と、保護者等による「お迎え」の2種類があります。

なお、お子さんだけで帰る場合には、お子さんの安全面を考慮し、一斉下校を行っています。システムで利用予定を登録する際(P.10)に、下校時刻とお迎えの有無を入力してください。

また、学校とも連携のうえ、一斉下校には最終時刻(以下「最終下校時刻」という)を設定しています。お子さんの安全のために、「最終下校時刻」より後はお子さんだけでの帰宅はできませんので、必ず保護者等によるお迎えが必要となります。

<キッズクラブからの帰り方>

最終下校時刻までの時間	最終下校時刻後
一斉下校 または 保護者等によるお迎え	保護者等によるお迎え(お子さんだけの帰宅はできません)

(4)一斉下校

一斉下校で帰宅する場合は、保護者等のお迎えを必要とせず、お子さんだけで帰宅することができます。一斉下校時刻は30分毎に設定していますので、お子さんだけで帰る場合には、「一斉下校時刻」の時間を、システムで利用予定に登録してください。

なお、最終下校時刻は季節によって異なるためご注意ください、一斉下校で下校する場合は最終下校時刻より遅い時刻にならないようにしてください。

<一斉下校の最終下校時刻>

時期	一斉下校の最終時刻
3月～9月	17時00分
10月	16時30分
11月～1月	16時00分
2月	16時30分

【新1年生の一斉下校開始日について】

新1年生のお子さんの一斉下校開始は給食開始日からです。それまでは、保護者等によるお迎えをお願いします。

(5)保護者等によるお迎え

最終下校時刻後の帰宅となる場合、又は最終下校時刻前でも保護者等のお迎えを希望する場合は、お迎えでの帰宅となります。

【お迎えができる方】

保護者または代理引き取り人のみ、お迎えができます。

代理引き取り人については、利用申し込み時に登録をお願いします。なお、代理引き取り人がお迎えをする場合は、マイナンバーカードや運転免許証等の本人確認書類の提示をお願いする場合があります。

【車による送迎】

車でのお迎えは原則できません。近隣にお住まいの方への影響もありますのでご協力をお願いします。

【お迎えの流れ】

1. 校門のキッズクラブ棟入口のインターホンで「学年・組・お子さんのお名前」を教えてください。
2. キッズクラブ職員の応答後、キッズクラブ棟の入口までお越しください。

IV 活動について

IV-1 キッズクラブの利用に当たってのお願い

キッズクラブは多くのお子さん・保護者の方がご利用されます。

皆様に安心してキッズクラブをご利用いただけるよう、また、スタッフが安心して働くことができるよう、利用に当たっては、以下のルールへのご協力をお願いします。

これらのルールを守っていただけない状況が継続する場合や、その他キッズクラブの安定した運営に重大な支障をきたす行為があった場合は、キッズクラブの利用をお断りさせていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

キッズクラブの安定した運営に向けて、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

(1)利用時間の順守

学校休業日や土曜日において、朝、キッズクラブの開所時間より早く来て、開所まで外で待つお子さんがいらっしゃいます。お子さんが開所時間以降に放課後キッズクラブに到着するよう、ご協力をお願いします。特に、夏休み等の猛暑時は日陰がない場所もありますので、熱中症予防のための配慮をお願いします。

また、放課後キッズクラブの開所時間は19時00分までのため、必ず19時00分までにお迎えに来るようにしてください。

(2)登下校についての注意

キッズクラブの利用児童の行き帰りは、保護者の責任の下で行われるものとしています。お迎えがない時の帰りや、学校休業日に行く時等での事件・事故等についてキッズクラブや横浜市は責任を負いませんので安全を十分に確認した上でキッズクラブをご利用ください。

キッズクラブに参加してから習い事等に行くことは可能ですが、登下校と同様に保護者の責任の下で行われますのでご注意ください。

(3)スタッフとの適切なコミュニケーション

キッズクラブでは、保護者の皆さまとも協力しながらお子さんの支援を行うとともに、スタッフの働きやすい環境づくりを目指しています。

保護者の方からのご意見・ご要望に対しては丁寧・真摯に対応するよう努めていますが、スタッフ及び他の利用者の安全確保と適切な事業実施のため、対応にあたるスタッフが不安を感じるような言動・クラブの運営に支障をきたす行為^(※)はお控えいただき、適切なコミュニケーションへのご協力をお願いします。

※強い口調での叱責や暴言、威圧的・執拗な言動、過度な要求、長時間の拘束など

(4)お子さんの行動によるトラブル等への対応

キッズクラブでは、すべてのお子さんが安心して過ごせるよう、児童間の関係性やスタッフとの関わりも含め、安全面に配慮した運営を行っています。

他のお子さんやスタッフへの暴力行為等、キッズクラブの安全な活動に支障をきたす行為が継続して見られる場合は、保護者の方と連携しながらお子さんへの支援・対応方法を検討しますので、ご協力をお願いします。

また、お子さんの状況に応じて、学校や区役所、その他の支援機関と連携して対応を行う場合もありますので、あらかじめご了承ください。

IV-2 放課後キッズクラブの活動

(1)活動に当たり大切にしていること

今井小学校放課後キッズクラブでは、小規模なキッズクラブだからこそ、ただの預かりの場ではなく、子供たちの気持ちに寄り添い共感しながら、時には厳しく、時にはやさしく接するように努めております。そしてスタッフも一緒に楽しみながら、みんなが笑顔になれるような、いろいろなプログラムを企画・実施しています。

(2)学校・保護者・地域との連携や繋がり

今井小学校放課後キッズクラブでは、お子さんが安全・安心に過ごせるよう、学校・保護者・地域等と連携を取りながら運営を行っています。

	概要
学校	①活動の前に週に何度か職員室に行って、校長先生や副校長先生をはじめ、児童専任の先生や 養護教諭(保健室の先生)と情報共有させてもらっています。必要な時は、放課後に各担任の先生ともお時間を作っていただき、お話をすることもあります。 ②特別なプログラムの時は、体育館や体育倉庫の道具なども貸していただき、とても助かっています。また天気の良い日は、放課後の校庭はキッズクラブ優先にさせていただき、外での活動も充実しております。
保護者	日々のお迎え時などには、なるべくお子さんのその日の出来事などを少しでもお話するようにしております。また、お子さんのことで相談などもお受けすることもあり、個別に対応させていただくようにしております。
地域	年2回のキッズクラブの評議会に今井自治会長さんにお越しいただき、ご意見なども頂きながら活動に活かせるように努めております。 また、今井消防団の協力をいただき救命救急の講習会を行ったり、地域のイベント(敬老会や七夕まつり)のお手伝い等もしています。 そして、左近山幼稚園の児童を招いてのイベントを実施し、今井小学校キッズクラブを知ってもらう取り組みも行っています。

(3)一日の活動スケジュール例

〈平日(学校のある日)〉

わくわく【区分1】・すくすく【区分2A・B】	
放課後	受付
14時00分～	宿題・自由遊び
15時00分～	外遊び①
16時00分～	おやつ
16時30分～	外遊び②
17時00分～	一斉下校・自由遊び(ipad、アイロンビーズなど)

- わくわく【区分1】のお子さんは、おやつを食べずに下校します。
- 16時00分以降は、おやつを食べたり、宿題や読書など静かな活動を行います。
- キッズクラブが設定する最終下校時刻(季節によって異なる)より遅い時刻の下校では、保護者等の方のお迎えが必須となります。

〈学校休業日(土曜日除く)〉

わくわく【区分1】・すくすく【区分2A・B】	
8時00分～	受付
10時00分～	プチ工作(プログラムの日もあり)
11時30分～	外遊び(30分ごとに休憩)
12時00分～	お昼ご飯
12時30分～	キッズシアター
14時00分～	自由遊び(室内・校庭)
16時00分～	おやつ①・②
16時30分～	自由遊び(外遊び含む)
17時00分～	一斉下校、自由遊び(室内のみ)

- 土曜日は8時30分からの開所です。
- 利用方法は、学校がある日と同じです。
- わくわく【区分1】のお子さんは、午前または午後のどちらかの指定の時間帯に参加します(両方は参加できません)。※夏季休業日のみ午前1回
- わくわく【区分1】のお子さんは、スポット利用の場合を除き、キッズクラブ内では昼食を食べられません。
- わくわく【区分1】のお子さんは、おやつを食べずに下校します。
- すくすく【区分2】のお子さんは、一日中キッズクラブで過ごすため、生活習慣やリズムが崩れないように配慮して活動しています。

IV-3 プログラム

放課後キッズクラブでは、こどもたち一人ひとりが充実した時間を過ごせるように体験・創作活動等を提供し、社会性・自主性・創造性を育むために、プログラムを実施しています。

プログラムには「無料のプログラム」「有料のプログラム」、「事前申し込みが不要なプログラム」「事前申し込みが必要なプログラム」などがあります。

(1)キッズクラブでのプログラム

今井小学校放課後キッズクラブでは、工作プログラム、理科実験教室、読み聞かせ、映画鑑賞会、ハロウィン・クリスマス・お正月・節分等の季節に応じたプログラム等、さまざまなプログラムを実施しております。

【実施しているプログラム例】

※今後実施するプログラムは変更になる場合があります

定期的実施しているプログラム	・ぬりえコンテスト週間(毎月第4週) ・クラフトデコ週間(毎月第2週) ・夕方のアニメ鑑賞タイム(ほぼ毎日のおやつ後～17時)
随時実施しているプログラム	・七夕週間(6月最終週頃) ・夏休み工作週間(7月最終週頃) ・ハロウィン工作やハロウィンパーティー(10月末ごろ) ・クリスマス工作やクリスマス会(12月ごろ)

【理研キッズが主催する ホンモノにふれるプログラムの実施例】

運動系プログラム	文化系プログラム
・ テニス 《横浜国立大学名誉教授 蝶間林利男先生主宰法人他》 ・ 空手《横浜国立大学空手道部元監督 甲畑信二先生》 ・ 柔道《鈴木桂治氏柔道アカデミー》 ・ かけっこ《元短距離日本代表 菅野優太氏》 ・ サッカー《FCゴール》	・ コパールを磨いて100万年前の生物をみつけよう 《生物学専門家 西海太介氏》 ・ ホンモノの毛皮から日本の動物を学ぼう！ 《生物学専門家 西海太介氏》 ・ 即興演劇《インプロキッズトーキョー》 ・ プログラミング《発達教育研究会》 ・ ミニコンサート《オペラ歌手 金子瑞季氏》 ・ プロの声優・俳優による紙芝居《ことばの学校事務局》 ・ オンライン工場見学・クイズ大会



(2)プログラムの申し込み等

プログラムによってはお申し込みが必要なものがあります。詳しい内容は、今後「キッズ通信」(P.19)等でお知らせします。

<注意事項>

- ・プログラムによっては、定員を設けて実施する場合があるため、希望のプログラムに参加できない場合があります。
- ・プログラムの参加は任意となります。申し込みに当たっては、お子さんの希望も聞いたうえで、申し込むかどうかを決めてください。
- ・わくわく【区分1】のお子さんが16時00分を越えて実施するプログラムに参加する場合には、プログラム終了時間まで参加することになります。終了時間が最終下校時刻(P.22)を過ぎる場合など、保護者等のお迎えが必要になる場合があるため、下校時刻についてお子さんともご確認ください。

IV-4 おやつ

すすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用をするお子さんには、おやつを提供します。おやつは昼食と夕食の間の補食として位置づけ、満腹にならないよう配慮します。

おやつは、放課後キッズクラブで用意し、おやつ代として実費相当額を保護者の方にご負担いただきます。原則、持ち込みはご遠慮いただいておりますが、特別の事情がある場合等は、別途ご相談ください。

【重要なお願い】学校生活管理指導表(写し)の提出について

お子さんの食物アレルギーについては、利用区分にかかわらず、必ず利用申し込み時に申告いただくとともに、学校に提出する「学校生活管理指導表」の写しをあわせて添付してください。

また、学校生活では提供されない食物(そば、くるみ等)に対するアレルギー疾患を持つ児童等、学校生活管理指導表を学校に提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」(写し)をあわせて添付してください。

なお、「学校生活管理指導表」の提出後に、食物アレルギーが判明した場合は、速やかにキッズクラブのスタッフへお知らせください。

【おやつ提供状況】

料金	100円/食
食べる場所	キッズ棟1階キッズ専用ルーム
食べる時間	16時00分～16時15分
おやつの内容	市販の袋菓子がほとんどですが、プログラム等により特別なメニューになります

IV-5 学校休業日等の昼食

夏休みなどの学校休業日や、学校がある日でも給食が提供されない日など、放課後キッズクラブで昼食を食べる必要がある日は、お弁当を持参してください。特に夏場などは、お弁当の中身が傷まないよう保冷剤を入れるなどの配慮をお願いします。

【横浜市による取組】

放課後キッズクラブでは、2024年度から長期休業期間中の昼食提供を実施しています。

お弁当を注文すると、クラブに直接配送されるため、お弁当を持参することなく、クラブで昼食を取ることができます。

なお、2026年度の実施内容については、横浜市から別途お知らせがあります。

【参考】2025年度の昼食提供の概要

期間:夏休み・冬休み・春休み（お盆休み期間 2025年8月11日(月)～8月15日(金) は除く）

料金:400円/食

対象:すくすく【区分2A・B】登録及びわくわく【区分1】登録のスポット利用で希望する方

IV-6 学習環境

横浜市立小学校では、学習用タブレット端末(以下「端末」という。)の持ち帰りを実施しており、ご家庭でも学習を行うことがあります。

※今井小学校はまだ行っておりません。運用が始まる際に、改めてご連絡します。

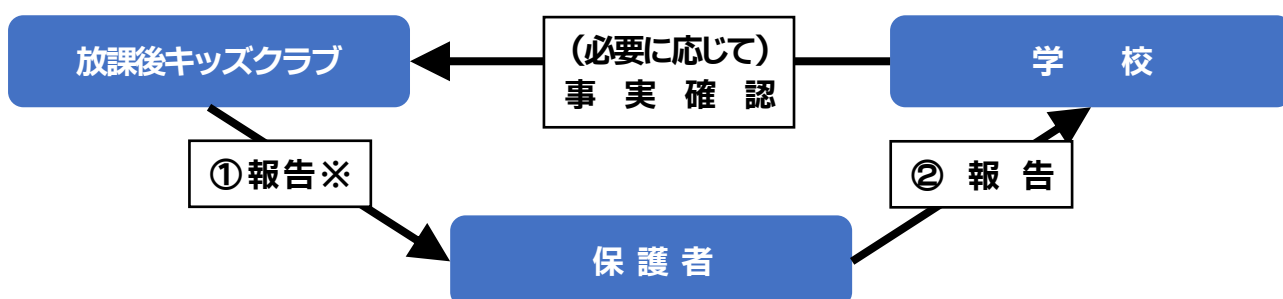
キッズクラブにおける端末利用にあたっては、学校の持ち帰りルールをもとに、クラブでの端末の利用ルールを定めています。詳細については、「補足資料2 学習用タブレット端末の利用にあたって(お願い)(例)」(P. 29)をご確認ください。

また、クラブ内で端末の故障・破損があった場合、原則として、クラブでは故障・破損時の状況等を確認し、保護者の方にお伝えしますので、保護者の方から学校にご連絡ください。

なお、利用に際して端末に破損・紛失等があった場合、原則、キッズクラブは一切責任を負いません。そのため、十分注意するようお子さんとお話いただいたうえで、ご利用ください。

補足資料1 クラブ内で端末の故障・破損が発生した際の対応フロー

クラブ内で端末の故障・破損が発生した際の対応フロー



※キッズクラブから保護者への報告について

◆児童に状況を確認し、「端末故障・破損ヒアリングメモ」を作成、保護者へ報告します(必要に応じて作成したメモを保護者に渡しても構いません)。その際、「故障・破損については、保護者が学校に連絡する必要があること」をお伝えしてください。

◆保護者へ報告した内容について、学校から事実確認があった場合のため、クラブでも「端末故障・破損ヒアリングメモ」等、記録を残してください。

保護者のみなさま

【例】

横浜市こども青少年局放課後児童育成課

〇〇小学校放課後キッズクラブでの 学習用タブレット端末の利用にあたって (お願い)

〇〇小学校放課後キッズクラブの活動に関し、平素から御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。
横浜市では、令和6年度から自宅でも安心して学習が進められるように、必要に応じて端末を持ち帰り、自宅学習でも利用できるようになりました。

このたび、放課後キッズクラブにおいても、端末が利用できる環境が整備されたため、その利用について、次のとおりお知らせさせていただきます。

ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

1 利用場所

〇〇小学校放課後キッズクラブ専用ルーム

2 利用時間

放課後～●時●分まで

3 利用にあたってのお願い

(1) 放課後キッズクラブで端末を利用して学習するかどうかは、各ご家庭のご判断になります。クラブで利用する場合には、別添の内容を踏まえて、利用方法について、お子さまとよく話し合ってくださいようお願いします。

(2) クラブ職員は、個人情報保護やトラブル防止の観点から、次の対応はいたしません。ご了承ください。

【クラブ職員が対応しないこと】

- ・児童のIDやパスワード、学校パスコードの入力
- ・セキュリティ等の設定変更
- ・アプリのインストールやダウンロード、拡張機能の使用
- ・端末不具合による修理や原因究明（原則、保護者と学校の間で対応いただきます。）
- ・端末の故障・破損時の学校への連絡（保護者から学校へ連絡をお願いします。）
- ・その他学校からの要請による禁止事項

※要請があった場合には、別途お知らせします。

(3) 端末をクラブ内に忘れた場合、鍵のかかるキッズ内書庫等で保管し、引渡しはクラブの開所時間で行います。クラブにおいても、忘れ物がないよう声がけや確認等を行います。端末忘れは授業に大きな影響がでるため、キッズから帰宅する際や帰宅後に端末があるかどうか確認する習慣をつけるなど、忘れないよう、各ご家庭でのルールを定めてくださいますようお願いいたします。

(4) 端末の故障・破損があった場合、原則として、キッズでは故障・破損時の状況等を確認し、保護者にお伝えしますので、保護者から学校にお申し出いただきますようお願いいたします。（別添 フロー図のとおり。）

なお、明らかな職員による故意または著しい過失の場合を除き、弁償はいたしかねます。

4 補足資料

(1) 〇〇小学校キッズクラブにおける日常的な端末持ち帰りのルール

(2) クラブ内で端末の故障・破損が発生した際の対応フロー

キッズクラブでの持ち帰りiPad使用ルール(例)

〇〇小学校放課後キッズクラブ

「iPad」をキッズクラブでも利用できるようになりました。
とは言っても、iPadが自分のものになるということではありません。皆さんが一人ひとり気持ちよく使えるよう、ルールを守り大切に使用してください。

【使用時のルールについて】

- ①学習のことにだけ使いましょう。
- ②学校と自宅、クラブ以外で使わないようにしましょう。
- ③「借りている」という気持ちをもって、大切に使いましょう。
- ④登下校時の持ち運びは、ランドセルに入れましょう。登下校中には使いません。
- ⑤他の人とiPadを貸し借りすることはできません。きょうだいでもできません。
- ⑥お互い、嫌な思いをするようなことはやめましょう。
- ⑦フィルタリングがかかっています。セキュリティの^{せっていへんこう}設定変更はできません。
- ⑧^{かいぞう}改造・^{ぶんかい}分解はしないでください。
- ⑨学校の許可がないアプリのインストールやダウンロードをして使用することはできません。

【情報管理について】

- ①自分のIDやパスワードを、他の人に教えてはいけません。
- ②自分や他の人の個人情報(名前や住所、電話番号、写真など)をインターネット上にアップロードすることは、やめましょう。
- ③パスコードが設定されています。勝手に変更することはできません。
- ④シールをとったり、カバーをはずしたりしません。

【保管について】

- ①キッズクラブでは充電はできません。充電の^{はんい}範囲内で使うようにしましょう。
- ②ランドセルに保管し、落ちない場所にランドセルを置いてください。
- ③直射日光が当たる場所や^{こうおん}高温・^{たしつ}多湿になる場所(窓際・屋外など)での保管はしないでください。
- ④カバーやキーボードも大切に使いましょう。自分のものではありません。

【思ったように動かない時や壊れてしまった時について】

iPadが思ったように動かない、こわれてしまった、ID・パスワードを忘れてしまったなどの時は、学校に連絡してください。

※保護者の方へ

キッズクラブでiPadを使用している際に、破損・故障・汚染または利用不可となる状態になった場合、クラブから学校への連絡は行いません。クラブで状況を聞き取り、保護者の方にお伝えしますので、保護者の方から学校へ連絡をお願いします。

IV-7 保護者懇談会

放課後キッズクラブでは、主に保護者に意見を聞く場として、半期に一回以上保護者懇談会等を開催します。

保護者懇談会は、保護者との関わりを目的とするため、保護者を集めて意見交換する場(オンライン含む)の他、保護者参画の親子プログラムや、利用者へのアンケートの実施も含まれます。

保護者の皆さまのご意見をいただく大切な場であるため、積極的にかかわっていただくよう、お願い申し上げます。

保護者懇談会の開催にあたっては、キッズ通信等で事前にお知らせします。

IV-8 事故が起きた時の対応

軽度のけがの場合	重度のけがの場合
① キッズクラブのスタッフが状況を確認し、応急処置を行います。 ② 保護者に連絡(※1)を取り、対応を相談します(キッズクラブで静養して過ごす、迎えに来てもらう、医療機関で診察を受ける(※2)等)。	① キッズクラブのスタッフが状況を確認し、救急車を呼びます。 ② 保護者へ連絡(※1)をします。 ③ 救急車が到着したら、スタッフが付き添って病院へ向かいます。 ④ 保護者に状況を報告します。 ⑤ 区役所こども家庭支援課へ事故報告書を提出します。

※1 保護者との連絡がつかない場合は、状況を判断して臨機応変に適切な対応を行い、連絡がつき次第、経過を説明します。

※2 首から上及び腹部の打撲等は、症状の有無によらず、医療機関で受診するようお願いします。

※3 体調不良の際も、上記の対応に準じます。

【「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」への掲載について】

キッズクラブの活動中に、重大な事故が発生した場合については、事業所名・氏名・小学校名等の個人の特定につながる情報を除き、内閣府が公表している「特定教育・保育施設等における事故情報データベース(以下、事故情報データベース)」へ事故の概要が掲載されます。保護者の方から要望があった場合は、一部の項目について非公表とすることが可能です。

そのような事故が発生しないようスタッフ一同努めて参りますが、万一発生してしまった場合には、事故情報データベースへ掲載される旨、あらかじめご理解くださいますようお願いいたします。

<内閣府ウェブサイト>特定教育・保育施設等における事故情報データベース

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12772297/www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/data/index.html>

V 非常災害時等の対応について

V-1 警報発表時等の対応

(1) 警報発表時の対応

警報発表時の放課後キッズクラブの対応【土砂災害警戒区域】	
学校がある日	登校前 6時00分の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、学校はお子さんの安全確保のため、全市一斉に「臨時休校」となります。キッズクラブは、お子さんの安全対策を最優先としたうえで開所し、すすくのお子さんのみ受け入れを行います。わくわくのお子さんについては、16時00分以降も利用が見込まれる方のみ、利用料800円+おやつ代をお支払いいただくことで受け入れを行います。なお、利用する場合は、必ず保護者か代理の方の送迎が必要です。 ※特別警報発表時または、「避難情報」が発表された場合は閉所となります。
	登校後 お子さんの登校後、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、お子さんの安全対策を最優先としたうえでキッズクラブを開所し、すすくのお子さんのみ受け入れを行います。わくわくのお子さんは、基本的には学校での対応となります。 なお、警報発表中は、お子さんの帰宅時間に関わらず、必ず保護者か代理の方のお迎えが必要です。 ※特別警報発表時または、「避難情報」が発表された場合は閉所となります。
	放課後 クラブの開所時間中に横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、お子さんの帰宅時間に関わらず、利用しているすべてのお子さんの保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。お子さんはお迎えが来るまで放課後キッズクラブで待機します。 ※特別警報発表時は、帰宅の安全が確保されるまで、お子さんは利用区分にかかわらず、放課後キッズクラブで留め置きとなります。
学校がない日	— 6時00分の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、キッズクラブは、お子さんの安全対策を最優先としたうえで開所し、すすくのお子さんのみ受け入れを行います。わくわくのお子さんについては、16時00分以降も利用が見込まれる方のみ、利用料800円+おやつ代をお支払いいただくことで受け入れを行います。なお、利用する場合は、必ず保護者か代理の方の送迎が必要です。 ※特別警報発表時または、「避難情報」が発表された場合は閉所となります。

※「避難情報が発表された場合」とは、当該所在地に「緊急安全確保」「避難指示」「高齢者等避難」のいずれかが発表された場合をいいます。

なお、避難情報については、横浜市防災情報ポータルで確認することができます。

※ 交通機関が不通となる場合もありますので、できるだけ早いお迎えをお願いします。

※ 利用児童が全員帰宅した場合、クラブをその時点で閉所することがあります。その場合、システムで閉所をお知らせします。

○横浜市 防災情報ポータル URL:<https://bousai.city.yokohama.lg.jp/>

警報発表時等で通常と開所時間が異なる場合は、スタッフがキッズクラブに到着してから利用可能になります。システムで開所される時間を連絡しますので、指定の時間以降のご利用をお願いします。

(2) 公共交通機関の計画運休が発表された場合

原則として、すすく(ゆうやけ・ほしぞら)【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポットのみの受け入れとなります。また、お子さんの安全を考慮し、状況に応じて、来所の自粛やお迎えを要することがあります。

※「公共交通機関の計画運休が発表された場合」とは、市内鉄道会社(JR線・東急線・みなとみらい線・京急線・相鉄線・市営地下鉄線・横浜シーサイドライン)の計画運休が半明した場合とします。

(3) 交通機関の計画運休等に伴い、職員の配置が困難な場合の対応

気象警報等が発表されていない場合であっても、当日中に特別警報の発表が想定されている状況において、公共交通機関の計画運休や交通状況により、事前に把握している利用児童数に合わせた条例基準の職員配置が困難な場合には、閉所する場合があります。

V-2 熱中症警戒アラート等発表時等の利用

【わくわく(区分1)】

猛暑時には外出時のリスクや熱中症の危険が特に高くなるため、神奈川県に「熱中症警戒アラート」が前日の17時00分または当日の5時00分に発表された場合、わくわく【区分1】の利用を原則休止します(※スポット利用は可)。

また、「熱中症特別警戒アラート」が前日の14時00分に発表された場合も同様の対応とします。

近年の放課後キッズクラブの登録児童数の増加等により、室内の活動場所の確保に苦慮しており、事業の位置づけが「遊びの場」であるわくわく【区分1】は児童の安全な活動のために利用を原則休止します。

ご理解とご協力をお願いします。

【すくすく(区分2A・B)】

すくすく【区分2A・B】に関しては「生活の場」として位置付けているため、「熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラート」が発表されてもご利用いただけます。

ただし、特に夏休み期間は長時間の活動であり、猛暑時は外遊びができないことも想定されることから、家庭で過ごすことが可能な場合には、キッズクラブの利用を控えることや計画的なご利用についてもご検討いただきますようお願いいたします。

アラートの種類	概要
熱中症 警戒アラート	・発表は1日2回、前日の17時00分と、当日の5時00分 ・暑さ指数の値が33以上と予測された場合、気象庁の府県予報区等を単位として発表 ・わくわく【区分1】に利用制限等あり
熱中症 特別警戒アラート	・発表は1日1回、前日の14時00分 ・気温が特に著しく高くなることにより、熱中症による重大な健康被害が生ずる恐れのある場合(暑さ指数の値が「35以上」)に発表されます。 ・わくわく【区分1】の利用制限等の対応については「熱中症警戒アラート」と同様ですが、より一層熱中症への対策をお願いします。

【熱中症警戒アラート等に関するメール等配信サービス】

ご家庭でも以下のアドレスから「熱中症警戒アラート等 メール配信サービス」にご登録いただけます。

環境省・気象庁が発表する熱中症警戒アラートについて、1日2回、登録した区域で熱中症警戒アラートが発表されたとき、速やかにメールが配信されます。

サービス	URL	二次元コード	配信時刻等
横浜市 防災情報Eメール	https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/iza/jyoho/email.html		前日17時00分頃及び 当日5時00分頃
環境省 熱中症警戒アラート等 メール配信サービス	https://www.wbgt.env.go.jp/alert.mail.service.php		前日17時00分頃及び 当日7時00分頃
環境省公式LINEアカウントによる情報配信	https://www.wbgt.env.go.jp/line.notification.php		前日18時00分頃及び 当日7時00分頃

※熱中症特別警戒アラートは、14時00分ごろに配信されます。

V-3 地震

時間帯別の基本行動(例:震度5強以上の地震の場合)

放課後キッズクラブの対応		
学校がある日	登校前	地震がおさまった場合でも、当日は開所しません。
	登校時	地震がおさまった場合でも、当日は開所しません。
	授業中	地震がおさまった場合でも、当日は開所しません。
	放課後	教職員が在校中であれば、学校の指示に従い、お子さんの保護及び保護者のお迎えの対応を行います。 教職員が不在の場合は、あらかじめ学校と取り決めを行った場所で児童を保護。参集してきた教職員に報告をしたうえで、指示に従います。

放課後キッズクラブの対応	
(キッズクラブ開所日) 学校がない日	(1) 開所前の地震発生 開所しません。
	(2) 開所後の地震発生 お子さんの安全を確保し、あらかじめ学校と取り決めをした場所で待機します。 教職員が参集してきたら、状況を報告し、指示に従います。
翌日	学校の対応に準じます。

V-4 Jアラートを通じた緊急情報への対応

- ・神奈川県内にJアラートが発信された場合、お子さんが来所前であれば、自宅待機を原則とします。
- ・その後、上空通過や領海外に落下した場合は活動を再開します。なお、交通機関が停止しており、職員体制が整わない場合や職員の帰宅が困難になることが予想される場合においては、区こども家庭支援課と協議のうえ、開所時間の変更や閉所を行う場合は速やかに保護者に周知します。
- ・ミサイルが横浜市内に落下した場合は、原則として閉所とします。

VI その他

VI-1 支援や配慮を必要とする児童の受け入れについて

(1)障がいのある児童や配慮が必要な児童について

お子さんの特性に応じた支援や配慮については、保護者の方と相談しながら、可能な限りクラブの体制や環境の調整を行います。

障がいや医療的配慮、発達の遅れ等、お子さんについて気がかりな点やご心配がある場合や、医師の診断・助言がある場合等は、「利用申込書」及び「キッズかけはしシート」にその旨の記載をお願いします。

【利用申し込み前の事前見学】

キッズクラブの申し込みに当たっては、事前にキッズクラブを見学いただくことを推奨しています。

お子さんが安全・安心に過ごせるかどうかを確認していただくために、お子さんを連れての見学をお願いします。なお、見学をご希望の際は、放課後キッズクラブへ事前にご相談ください。

【利用決定後の面談】

利用決定後、原則利用開始する前に、保護者の方・お子さんとスタッフとの面談を実施させていただきます。

「キッズかけはしシート」等に記載いただいた内容等を踏まえた支援や配慮を検討するために、ご協力をお願いします。

(2)医療的ケアが必要な児童のご利用について

医療的ケアが必要なお子さんにつきましては、事前にクラブでの受け入れ準備が必要となる場合があります。

ご利用をご検討いただいている段階でも構いませんので、放課後キッズクラブへのお早めのご相談をお願いします。

(3)その他支援事業のご紹介

18歳までの子育てに関する相談窓口が各区役所こども家庭支援課にあります。相談窓口では、保健師・助産師や社会福祉職などが相談者と一緒に考え、必要に応じて専門機関などを紹介していますので、お住まいの区の「こども家庭相談」に直接ご相談ください。

また、お子さんの発達を支援するための療育の提供を目的とした障がい児通所支援事業(放課後等デイサービスなど)の制度もございます。利用に関する相談はお住まいの区の区役所こども家庭支援課へご連絡ください。

下記二次元コードから、お住まいの区のこども家庭支援課のそれぞれの連絡先がお調べいただけます。

サービス	URL	二次元コード
こども家庭相談 ホームページ	https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/oyakokenko/shido/sodan/kodomokateisoudan.html	
障がい児通所事業 ご利用の手引き	https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/oyakokenko/shogaihoken/shien/tuushosien.files/0262_20250820.pdf	

VI-2 ご意見・ご要望等(お問い合わせ)

放課後キッズクラブを利用するうえでのご意見・ご要望等がありましたら、今井小学校放課後キッズクラブまたは運営法人 株式会社理研キッズまでご相談ください。

放課後キッズクラブ事業は、学校とは異なり、法人によって運営されているため、キッズクラブ事業に関することは直接キッズクラブへお問い合わせをお願いします(例:キッズクラブの出席、欠席に関すること、キッズクラブの運営全般・制度についてなど)。

◆日々の利用に関するお問い合わせ・登録内容の変更など

今井小学校放課後キッズクラブ

TEL:045-351-9890 FAX:045-351-9890

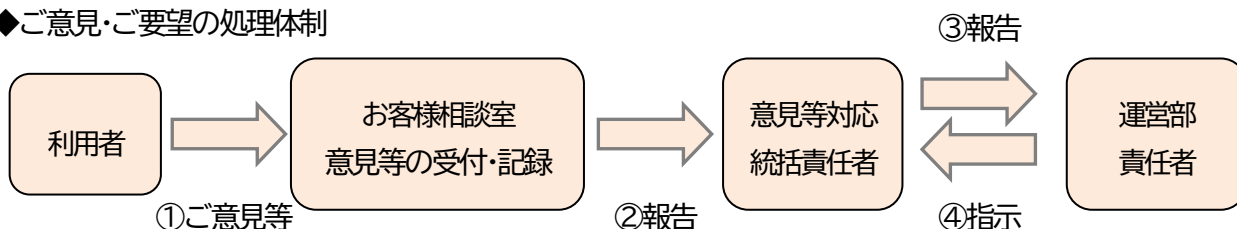
◆利用料引き落とし、その他のお問い合わせ

運営法人 株式会社理研キッズ

放課後キッズクラブ問い合わせ窓口 TEL:0800-800-1149 FAX:045-461-6541

お客様相談室 TEL:0120-009-951

◆ご意見・ご要望の処理体制



◆キッズクラブ制度に関わるお問い合わせ

横浜市保土ヶ谷区こども家庭支援課 TEL:045-334-6322 FAX:045-334-6393

横浜市こども青少年局放課後児童育成課 TEL:045-671-4068 FAX:045-663-1926

利用に関する質問をまとめたチャットボットサービスがあります！

キーワードを入力していただくと、選択内容等に応じて自動的に回答が表示され、知りたい情報に簡単にアクセスすることができます。ぜひご利用ください。24時間365日いつでも対応可能です(日本語・英語・中国語・韓国語にも対応)。

※チャットボットとはコンピュータを利用して自動的に質問から回答を表示させるものです。

『**横浜市放課後キッズクラブ**』のページへ移行後、右下にロボットのアイコンが表示されます。クリックすると、Q&Aの検索画面が表示されますのでそこから検索が可能です。

スマートフォンの方は、右記のQRコードよりご覧いただけます。

URL:<https://riq-gakudou.com/kidsclub/>



Q&A よくあるご質問

■ 利用登録について（「すくすく【区分2A・B】登録・個人情報登録・口座登録」）

Q 利用申込書などの書類はどこに提出すれば良いですか？

「放課後キッズクラブ」まで提出してください。開所時間は次の通りです。

平日：放課後～19時00分、土曜日：8時30分～19時00分

A 土曜日につきましては16時30分以降閉所をしている場合がありますので、事前にキッズクラブまでご連絡いただくとスムーズです。提出日時のご都合が合わない場合もまずはキッズクラブまでお電話いただき、ご相談ください。

Q メールサービスはガラケーでも大丈夫ですか？また、ネット環境がないのですが、個人情報のWEB登録はどうすればいいですか？

メールの受信はガラケー（フィーチャーフォン）でも可能です。ご家庭にスマートフォンやパソコンなどが無い場合の登録につきましては、理究キッズお問い合わせ窓口までご相談ください。

理究キッズお問い合わせ窓口：0800-800-1149

Q すくすく【区分2A・B】の登録数が定員を超えたらどうなりますか？

A すくすく【区分2A・B】の登録数が定員を超えそうな場合は、学校・区役所と相談の上、新たな場所を準備します。そのため、定員超過で入れない（待機児童となる）ということは起こりませんのでご安心ください。

Q アルバイトやパートでもすくすく【区分2A・B】で登録することはできますか？勤務がない日も19時00分まで利用が可能ですか？

A 勤務時間や雇用形態によって制限をかけることはありません。保護者全員分の就労証明書を提出していただければすくすく【区分2A・B】での登録が可能です。勤務がない日も利用可能です。

Q 上の子で口座登録をしているので、下の子の分も同じ口座から一緒に引き落としをしたいが再度口座登録の手続きは必要ですか？

A お手数ですが、再度登録をお願いします。

■ 利用について

Q 新1年生で入学式前の4月1日・春休みから利用したいが、面談の申し込みはどうしたらよいですか？

A 利用申込書提出の際にお申し出ください。なお、事前にお電話でご予約いただくとスムーズです。

Q 家に帰ってからキッズクラブを利用するのは可能ですか？

A キッズクラブの利用は、授業が終わった放課後に、学校からキッズクラブにそのまま来ることを前提にお預かりしております。恐れ入りますが、家に帰らず、直接学校からキッズクラブに来ようご協力ください。

Q 長期休みなど8時00分より前から預かってもらえませんか？

A 横浜市の規定上、8時00分開所となっています。恐れ入りますが、8時00分の開所に合わせて登校するよう、ご協力をお願いします。

Q 上履きは置いておけますか？

A 学校の体育館で遊ぶことが少なく、学校で使用している上履きを使用しますのでキッズクラブ専用の上履きのご用意は不要です。

Q キッズクラブがある他の学校へ転校予定です。何か手続きはありますか？

A 転校前に必要事項を変更届に記入のうえ、キッズクラブまでご提出いただくこととなります。まずはキッズクラブまでご連絡ください。

Q 薬を飲ませたり、軟膏を塗ったりしてもらえますか？

A 申し訳ございませんが、医療行為に関わることについてはキッズクラブではできませんのでご了承ください。お薬につきましては、お子さんに飲むようにお声掛けすることは可能ですが、スタッフが飲ませることはできません。

Q 「保護者なりすまし」の連絡などの対策はどのようなものですか？

A 保護者の方から帰宅時間の変更などの連絡をキッズクラブにいただきましたら、キッズクラブから折り返しの連絡をし、保護者の方の連絡内容が正しいかどうかの確認をさせていただきます。

Q システムで利用予約をされていて、子どもが来ない場合は連絡をしてもらえますか？

A お子さんの安全確認のためメールもしくはお電話にてご連絡しています。お電話の際には利用申込書に記載の順番でご連絡しますので、必ず繋がりのやすいご連絡先のご記載にご協力ください。

Q システムから利用予約すれば、参加カードは持たせなくて良いですか？

A システムで利用予約をしても、キッズクラブ利用当日は参加カードを必ず持たせてください。お子さんご自身や学校の先生が「今日キッズクラブに行くかどうか」を判断する材料になりますので、ご協力ください。

■ 活動について

Q 宿題はキッズでできますか？

A キッズクラブで宿題を行うことは可能です。なお、宿題の内容についてスタッフが指導することはございませんのでご承知おきください。

Q キッズクラブ活動中に服や靴下、下着などが汚れた時はどのような対応になりますか？

A キッズクラブでは念のため、服などが汚れた場合に新しいものを交換できるようにご準備をしています。なお、下着については交換で使用了場合は、新しいものをキッズクラブにお戻しいただくようお願いいたします。ご心配な方は、ランドセルや長期休み中はかばんの中に、替えの靴下などを入れておくことをお勧めしています。ただし、キッズクラブでは着替えをお預かりすることはできませんのでご理解ください。

Q 習い事の送迎バスにスタッフが乗せて送り出してもらえますか？

A キッズクラブ棟の入口まで、担当者の方にお迎えに来ていただくようお願いしております。

Q 校内の習い事は一斉下校の最終時刻後でも一人で行かせられますか？

A 原則、保護者様のお迎えが必要です。ですが、学校内で実施の習い事もあるので、まずはキッズクラブまでご相談ください。

Q 習い事の教材等は持参していいですか？

A 平日の場合、学校が許可していない場合は、それに準じますが、それ以外の場合は、持たせて頂いても構いません。ただし、お子さんに管理をしてもらいますので、紛失等の場合はキッズクラブでは対応できませんので、ご理解、ご了承下さい。

■ おやつについて

Q アレルギーがあるのですが、面談はいつ実施しますか？

A 利用予定日の10日前までに実施します。実施の際は、保護者様とお子さんとキッズクラブのスタッフにて面談をします。

■ お迎えについて

Q お迎えにきょうだい(小学校高学年・中学生・高校生)は可能ですか？

A 「一斉下校の最終時刻」以前については、未成年のきょうだいのお迎えは可能です。それ以降の時間については、原則、成人で利用申込書に記載されている代理引取人の方のお迎えをお願いします。なお、下校については保護者の責任となります。

■ 一時外出について

Q 長期休みで朝から夕方まで利用ですが、昼食は家に帰って食べることは可能ですか？

A キッズクラブでは一時外出を認めておりません。恐れ入りますが、お弁当を持参の上、ご利用ください。特に夏休みは昨今大変暑い日々となっております。熱中症の危険もありますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

Q キッズクラブから習い事に行くことは可能ですか？

A 習い事に行くことは可能ですが、あくまでも移動含めて保護者様の責任の下、をお願いします。なお、習い事先からキッズクラブに戻ることはできません。

I 利用児童

申込み日 2026 年 3 月 3 日

ふりがな	よこはま さくら		性別(○囲み)	キッズ(学校)から自宅までの略図
氏名	横浜 さくら		男・女	手書き、または印刷したものを貼り付けください。
学校名	市立 国立・私立・その他(○囲み) 横浜小学校			
住所	〒000-0000 中区港町 1-1-804			
生年月日	2019 年 11 月 23 日	学年・組	1 年 組	
利用区分※1 (1つを○囲み)	1. わくわく【区分1】(利用料:無料、利用時間:午後2時00分) ※わくわく【区分1】はスポットとなります。また、警報発表時、利用が中止となります。 4月からの学年を記入、 組はわかるまでは空欄で提出可 (新年度にスタッフが記入します)			枠内に入り切らない場合は、別紙でご提出ください
	2. すくすく(ゆうやけ)【区分2A】(利用料:2,000円/月、利用時間:午後2時00分～午後5時00分) 【留守家庭児童等のみ選択可】 ※すくすく【区分2A・B】に登録する場合は、保護者の方の就労証明書等の提出が必要です。			
	3. すくすく(ほしぞら)【区分2B】(利用料:5,000円/月、利用時間:～19時00分、ただし7・8月は+500円)			
利用開始希望日	2026 年 4 月 1 日			

※1本申込書を提出したのち、利用区分を変更する場合は、「利用区分変更申込書」を提出してください。

II 緊急時連絡先

連絡先①	氏名: 横浜 花子	【続柄 母】	同じ学校に在籍している 兄弟姉妹(いる場合に記入)
	携帯電話: 090-0000-0000		
	自宅電話: 045-000-0000	利用児童との続柄を 記入(以降同じ)	
	勤務先電話: 03-0000-0000		
連絡先②	氏名: 横浜 太郎	【続柄 父】	保険制度運営負担金 払込票(写)
	携帯電話: 080-0000-0000		
	自宅電話: 045-000-0000		
	勤務先電話: 03-1000-0000		
連絡先③	氏名: 横浜 春子	【続柄 祖母】	原本は必ずご家庭で 保管してください ※未納の場合は利用申込みを 受け付けられません
	携帯電話: 090-1000-0000		
	自宅電話: 045-100-0000		
	勤務先電話: 03-1000-0000		
連絡先④	氏名: 川崎 夏子	【続柄 叔母】	必ず記入 【振込日: 2026 年 3 月 2 日】
	携帯電話: 080-1000-0000		
	自宅電話: 044-000-0000		
	勤務先電話: 03-2000-0000		
携帯メールアドレス: n-kawasaki@XXX.ne.jp			

※ご連絡差し上げる際は連絡先①→②→③→④の順で連絡します。必ずつながる連絡先の記入をお願いします。

Ⅲ 児童代理引取人届出

代理人氏名	続柄	住所	電話番号
横浜 三郎	祖父	中区港町 1-1-805	045-000-0001
◎◎クラブ 育成 智子	クラブ 職員	中区港町 1-1-806(クラブ所在地)	045-000-0002

- ・代理人は保護者以外の方で、当該児童の引取人(緊急時引取を含む)となる方をご記入ください。
- ・当該代理人がお迎えに来られた際には、本人確認を行う場合があります。免許証等、身分を証明できるものをご持参ください。
- ・当該項目が空欄の場合、引取人は保護者の方のみとさせていただきます。

Ⅳ 利用頻度 ※すくすく【区分2A・B】への申込みの場合のみ記入

おむねの利用頻度を記入してください。実際の利用予定日については、利用予約システムから毎月ご登録をお願いします。

平日(月～金) (1つを○で囲みます。)	週 1・2・3・4・5 日程度	土曜日の利用 (どちらかを○で囲みます。)	あり・なし
-------------------------	-----------------	--------------------------	-------

Ⅴ 利用料減免制度の利用希望 ※すくすく【区分2A・B】への申込みの場合のみ記入。

減免の適用 (希望する場合は○で囲みます。)	希望する	昨年度の減免の適用 (どちらかを○で囲みます。)	あり・なし
---------------------------	------	-----------------------------	-------

Ⅵ 食物アレルギーについて

食物アレルギーの有無	無 有 →ある場合は「学校生活管理指導表」の写しを提出してください。
アレルギーのある食物 (「有」の場合に記載)	卵・小麦

- ・学校生活では提供されない食物(そば、くるみ等)に対するアレルギー疾患がある等の理由で、学校に「学校生活管理指導表」を提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」の写しをご提出ください(利用区分に関わらず提出必須)。
- ・食物アレルギーが「有」の場合は、アレルギー内容や対応の確認のため、職員との面談を実施します。

Ⅶ その他健康状態等の配慮すべき事項

健康状態等の 配慮すべき事項	肌がかぶれやすい(軟膏湿布)	児童の 平熱	36.2 度
-------------------	----------------	-----------	--------

- ・児童の健康状態等の配慮する事項について、職員との面談を希望する・希望しない (どちらかを○で囲みます。)

Ⅷ 確認・同意事項

項目	同意する	同意しない
2026 年度「放課後キッズクラブ 入会のしおり」の内容を確認し、理解しました。	✓	
本利用申込書の記載内容及び提出書類に虚偽はありません。	✓	
Ⅳ 利用頻度において、キッズクラブがお子さんの利用実態に合わせて記載を修正することを認めます。	✓	
放課後キッズクラブの運営にあたり、当該利用申込書の内容や提出書類の情報について、必要に応じて、区こども家庭支援課や学校長等に対して提供することを認めます。	✓	
児童育成の観点から、必要に応じて、小学校又は放課後キッズクラブでの利用児童の活動の様子を、小学校と放課後キッズクラブとで情報共有することに差し支えはありません。	✓	
キッズ通信や放課後キッズクラブのHPへ活動報告のために顔写真を掲載しても問題ありません。	✓	
(初めてキッズクラブを利用される場合のみ)個人情報の WEB 登録を完了しました。	✓	
(減免を受けている場合のみ)虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡って支払います。また、減免の対象でなくなった場合は、「放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書」を速やかに提出します。	✓	

保護者代表者署名: 横浜 太郎

申し込みのためにいただいた個人情報は、放課後キッズクラブの運営以外の目的には使用しません

放課後キッズクラブ事務処理欄 ※保護者の方は当該欄に記入しないでください。

受付日	(すくすく)留守家庭児童等証明書	(すくすく)減免	システム	参加カード
/	☐ 就労証明書 ☐ 自営業従事等 ☐ 求職活動申告 ☐ 病気・障害等申告書【診断書(写)／身体障害手帳(写)】 ☐ 学生証(写) ☐ 在学証明書 ☐ 罹災証明書	添付書類 ☐ あり() ☐ なし	☐ 登録 ☐ QR	☐ 配布
備考				

放課後キッズクラブ 2026 年度 キッズかけはしシート

I 利用児童

ふりがな	よこはま さくら	性別	利用開始区分	利用開始希望日
児童氏名	横浜 さくら	男・女	ゆうやけ	4 月 1 日 (水)

II 利用方法と健康状態について

利用パターン (複数回答可)	☒ キッズのみ ☒ 民間学童 (施設名: ●●クラブ●●校) ⇒キッズで引き渡し ☐ 無 ☒ 有 ☐ 放デイ (施設名:) ⇒キッズで引き渡し ☐ 無 ☐ 有 ☐ その他 ()
習い事 (平日・土日問わず)	☐ 無 ☒ 有 (公文、スイミング)
主な帰宅方法	☒ ひとり帰り ⇒ お子さんの足でご自宅まで (徒歩 15 分) ☒ お迎え ⇒ ☐ 保護者 ☒ 代理引取人 (氏名: 横浜 三郎) ☐ 兄弟
身 体	☒ 鼻血を出しやすい ☐ 咳が出やすい ☐ 熱を出しやすい ☐ 喘息 ☐ アトピー ☒ 疲れやすい ☐ 下痢になりやすい ☐ かぶれやすい ☐ 嘔吐しやすい ☒ その他 (花粉症)
常用薬	☐ 無 ☒ 有 (花粉症の飲み薬)
保育園・幼稚園	通っていた保育園・幼稚園の名称 (横浜中央保育園)

III 生活習慣等について

食事、着替え、トイレについて教えてください。

食事 ☐一人で出来る ☒少し手伝いが必要 ☐一人では出来ない 備考 (お箸が使えません)

トイレ ☒一人で出来る ☐少し手伝いが必要 ☐一人では出来ない 備考 (トイレが間に合わないことがあります)

着替え ☐一人で出来る ☒少し手伝いが必要 ☐一人では出来ない 備考 (ボタンがつけられません)

対人関係で不安なことはありますか。(対スタッフ/対お友達)

☐ない ☒ある (どんなことですか: 人見知りが激しく、心を開くまでに時間がかかります。)

発達にかかわることで不安なことはありますか。

☐ない ☒ある (どんなことですか: 3歳の時に、一度発達について●●へ相談に行ったことがあります。)

お子さんの好きなこと・得意なこと (どういった場面で得意なことが発揮されますか)

お絵描き、読書。黙々と一人や少人数で取り組む作業が得意です。

お子さんの苦手なこと・助けを必要とすること・困ったときの様子 (ご家庭でどのような対応をしていますか、どのように心を落ち着かせていますか)

大きな音、大人数。苦手なおともだちがいると黙ってしまうことがあります。少し離れて好きなことをすると落ち着きます。

ご家庭でのサポートの様子・お子さんが安心して過ごせる方法

音が大きい遊び場などへ行くときは様子を見ながらにしています。

トイレが心配なときはおむつをつけることがあります。トイレトレーニングは家でも行っています。

保護者様から見て、お子さんはどのような性格ですか。

初めての場所や初めての人に慣れるまで時間がかかり、緊張から体調面に支障をきたすことが多いです。

また、内気で、自分から引っ張るタイプではなく、お友達に言われたまま行動することがあります。

キッズクラブを利用する上で気を付けたほうが良いことや知っておいたほうが良いことがあれば教えてください。

保育園は少人数だったので、大人数で過ごすことに不慣れです。慣れるまでは大人から声をかけていただけると有難いです。

最初のうちは声をかけてもあまり反応がないと思いますが、待っていただけると助かります。

※面談担当者 使用欄※	面談日: 月 日 ()	面談担当:

横浜

小学校放課後キッズクラブ運営法人御中

※申込児童の保護者（その子供の親、または親に代わって養育している者）のものを提出してください。（用紙が不足する場合はこの用紙を複写して使用してください。）

【就労者記入欄】

就労者ご本人が記入する欄です。

就労者住所	横浜市〇〇区〇〇町△-△		
就労者氏名	横浜 花子		児童から見た続柄： 母
放課後キッズクラブ名	横浜 小学校放課後キッズクラブ		
学年・申込児童氏名 ※2人以上の申込みを行う場合は、全ての児童の氏名を記載	第 2 学年	横浜 さくら	
	第 5 学年	横浜 次郎	

太枠内については、事業所に記入していただく欄です。

【事業所記入欄】

採用（内定）年月日	20●●年 4 月 1 日から		
現在の雇用状況	☒ 就労中 ☐ 産前産後・育児休業中（ 年 月 日～ 年 月 日） ☐ 採用内定もしくは放課後キッズクラブ利用開始次第就労開始		
雇用の形態	☒ 正社員 ☐ 契約社員 ☐ 派遣社員 ☐ アルバイト・パート ☐ その他（ ） ◆雇用契約期間が決まっている場合 → 年 月 日 契約終了 ◆契約更新予定 → ☐ 有 ☐ 無 ☐ 未定		
勤務先（派遣先）の名称	※【証明欄】と同じ場合は記入不要 株式会社〇〇物産 横浜支店		
勤務先（派遣先）の所在地	※【証明欄】と同じ場合は記入不要 横浜市△区△△町■-■ 勤務（派遣）先の電話番号 ●●●-●●●●		
就労状況	定例勤務時間の方	シフト勤務の方	
	◆勤務時間 9 時 00 分 ～ 18 時 00 分	◆シフトと月の勤務回数を記入 ① 時 分 ～ 時 分（月 回） ② 時 ～ 時 分（月 回） ③ 月 回	
	◆育児短時間勤務の場合の勤務時間 9 時 30 分 ～ 17 時 00 分	シフトが不規則な場合は、最も代表的な時間をご記入ください。	
	◆勤務日数 平均 5 日／週	※産休・育休中の場合は産休・育休前の実績をご記入ください。 ※まだ就労実績が無い方は、就労見込みをご記入ください。	
備考	※雇用契約期限がある方で、更新予定がある場合は更新予定期間を記入してください。例）20●●年10月1日～20●●年3月31日まで契約更新予定。		

【証明欄】

上記のとおり相違ないことを証明します。

20●●年 3 月 20 日

本証明書をご記入いただいた日付を記入してください。

【証明欄】に代表者印等の押印は不要です。

(事業所所在地) 横浜市△区△△町■-■

(事業所名) 株式会社〇〇物産 本社

(電話番号) 〇〇〇-〇〇〇〇

(代表者職氏名) 関内 みなと

利用区分選択早見表

下記はあくまでも「目安」になります。参考程度にご覧ください。

平日の 16 時 00 分までの利用を
予定している



わくわく
【区分 1】

平日の 17 時 00 分までの利用を
予定している



ゆうやけ
【区分 2A】

17 時 00 分以降も利用したい日が
月間で「0 日～2 日」ある
※スポット利用となります



わくわく
【区分 1】

17 時 00 分以降も利用したい日が
月間で「5 日～7 日」ある
※延長利用となります



ゆうやけ
【区分 2A】

17 時 00 分以降も利用したい日が
月間で「8 日以上」ある



ほしぞら
【区分 2B】

平日は 16 時 00 分までの利用予定
だが、土曜日にも利用したい



ゆうやけ
【区分 2A】

◆利用区分変更をする場合

利用区分変更申込書は、原則、変更希望月の前月25日までに提出してください。

夏休み（7・8月）は、定員調整が必要になる場合もあるため、原則6月20日までに提出してください。

◆おやつに関して

16時00分以降ご利用の場合はおやつの提供がございます。

おやつ代は、保育料とは別に1回100円がかかりますのであらかじめご了承ください。

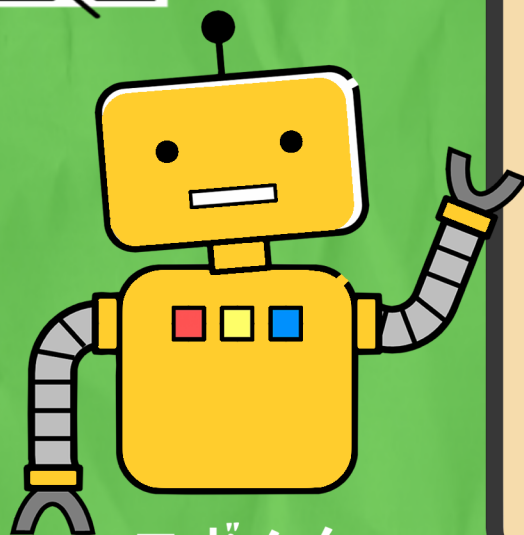
詳細については、I-4～7（P.3～P.6）をご確認のうえお申し込みください。
なお、利用料減免制度に該当される場合はこちらとは異なりますので、P.6とP.17をご確認ください。

チャットボットで

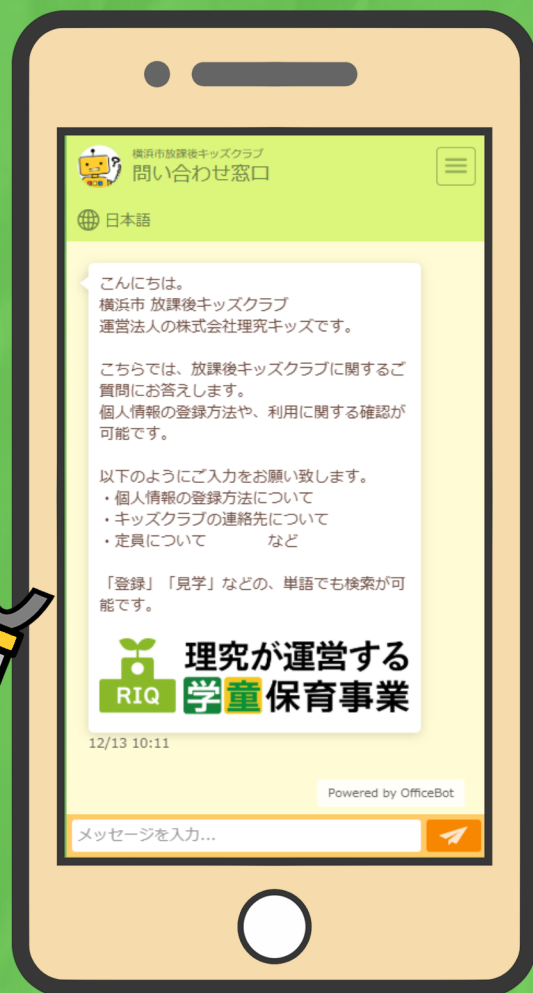
お悩み

解決!

申込・利用について、
知りたいことを
すぐにボクが
お答えします!



ロボくん



理究が運営する
学童保育事業

横浜市

放課後キッズクラブ

運営事業部

株式会社理究キッズ